

平成22年度

徳島県公立高等学校
生徒募集選抜要項

目 次

平成22年度徳島県公立高等学校生徒募集選抜要項

《全日制の課程・定時制の課程》

前期選抜	1
第1 募 集	1
第2 出 願	2
第3 調査書及び教科評定分布表	4
第4 検 査	4
第5 追 検 査	6
第6 選抜の方法	6
第7 選抜結果の通知等	7
第8 そ の 他	7
後期選抜	8
第1 募 集	8
第2 出 願	8
第3 志 願 変 更	11
第4 調査書及び教科評定分布表	12
第5 学力検査及び面接	12
第6 追検査及び追面接	14
第7 定時制の課程における成人特例措置	15
第8 選抜の方法	15
第9 選抜結果の通知等	16
第10 そ の 他	16
後期選抜における学力検査・面接実施上の留意点	17
第2次募集	19
第1 募 集	19
第2 出 願	19
第3 検 査	21
第4 選抜の方法	21
第5 選抜結果の通知等	21

連携型中高一貫教育に係る入学者選抜	22
第1 募 集	22
第2 出 願	22
第3 作文及び面接	23
第4 選抜の方法	24
第5 選抜結果の通知等	24
第6 そ の 他	24
そ の 他	25
《通信制の課程》	
第1 募 集	26
第2 出 願	26
第3 選抜の方法	27
第4 そ の 他	27
別記・別表	29
別記1 調査書及び教科評定分布表の作成	30
別記2 相関表の作成	31
別記3 所属学区を変更する者の手続	32
別記4 県外から志願する者の手続	33
別記5 後期選抜実技検査実施校及び検査内容	35
別記6 入学者選抜に係る個人情報の開示	36
別表1 平成22年度公立高等学校入学者選抜に係る競技力向上スポーツ指定校及び指定競技一覧	37
別表2 前期選抜における各高等学校個別の出願書類一覧	38
別表3 後期選抜，第2次募集における各高等学校個別の選抜内容	40
書類様式	41
様式一覧	42
様式第1-1号～32号	43
公立高等学校一覧	86
規則・日程等	89
通学区域等に関する規則	90
出願の手続と処理	92
日 程 表	94
高校再編に伴う平成22年度入学者の異動について	96

平成22年度公立高等学校入学者選抜関係日程

1 月		
日	曜	事 項
1	金	
2	土	
3	日	
4	月	
5	火	
6	水	
7	木	
8	金	
9	土	
10	日	
11	月	
12	火	
13	水	
14	木	
15	金	
16	土	
17	日	
18	月	
19	火	
20	水	
21	木	
22	金	
23	土	
24	日	
25	月	前期選抜願書受付 連携型選抜願書受付 ↓
26	火	
27	水	
28	木	
29	金	
30	土	
31	日	

2 月		
日	曜	事 項
1	月	
2	火	
3	水	
4	木	前期選抜 連携型選抜
5	金	前期選抜
6	土	
7	日	
8	月	追検査（芸術科のみ）
9	火	
10	水	
11	木	
12	金	
13	土	前期選抜結果通知 連携型選抜結果通知
14	日	
15	月	後期選抜募集人員公表
16	火	
17	水	
18	木	
19	金	
20	土	
21	日	
22	月	後期選抜願書受付 ↓
23	火	
24	水	
25	木	
26	金	
27	土	
28	日	

3 月		
日	曜	事 項
1	月	
2	火	後期選抜志願変更 ↓
3	水	
4	木	
5	金	
6	土	
7	日	
8	月	
9	火	後期選抜(学力検査)
10	水	後期選抜(面接等)
11	木	追検査, 追面接
12	金	
13	土	
14	日	
15	月	
16	火	後期選抜結果通知
17	水	
18	木	第2次募集人員公表
19	金	
20	土	
21	日	
22	月	
23	火	第2次募集願書受付 ↓
24	水	
25	木	
26	金	第2次募集
27	土	第2次募集選抜結果通知
28	日	
29	月	
30	火	
31	水	

平成22年度徳島県公立高等学校生徒募集選抜要項

徳島県立の各高等学校及び徳島市立高等学校，鳴門市立鳴門工業高等学校の平成22年度入学者選抜は，この要項によって実施する。

なお，各高等学校の募集定員は，別に定める。

《全日制の課程・定時制の課程》

前期選抜

[日 程]

事 項	日 時
願 書 受 付 期 間	平成22年1月25日（月）から1月27日（水）まで 受付時間は午前9時から午後4時30分までとし，最終日は正午までとする。
検 査 日	[1日で実施する高等学校] 平成22年2月4日（木） [2日で実施する高等学校] 平成22年2月4日（木）及び2月5日（金）
追 検 査	[募集割合が募集定員の100%である学科のみ] 平成22年2月8日（月）
選抜結果の通知日	平成22年2月13日（土）

第1 募 集

1 実 施 校

(1) 全日制の課程

すべての高等学校で実施する。

(2) 定時制の課程

徳島中央高等学校及び池田高等学校で実施する。

2 学校の特徴，出願要件等

次の(1)から(3)の高等学校ごとの内容については，別に定める。

(1) 学校の特徴，志願してほしい生徒像

高等学校ごとに，学校の特徴，志願してほしい生徒像を示す。

(2) 出願要件

学校の特徴，志願してほしい生徒像に基づき，次に示す3項目について，高等学校ごとに
出願要件を示すものとする。

ア 学科（86・87ページの公立高等学校一覧に掲げる小学科・類をいう。「小学科・類」の欄が空欄
の場合は大学科をいう。以下同じ。）の教育内容における学習活動面を重視する要件

イ 芸術・文化，体育・スポーツ，ボランティア，人権，その他の活動面を重視する要件

ウ 競技力向上スポーツ指定校（別表1，37ページ）における指定競技の活動面を重視する要件

ただし，出願要件ア・イ・ウともに，入学志願者（以下「志願者」という。）・保護者にわかりやす

い、具体的なものにする。

(3) 募集割合及び募集人員

ア 各高等学校の募集定員に対する募集割合は、学科により、次に示す範囲内とする。

(ア) 普通科は、募集定員の15～30%とする。

(イ) 専門学科、総合学科は、募集定員の15～50%（ただし、芸術科については15～100%）とする。

イ 各高等学校の学科ごとに出願要件ア・イの募集割合及び出願要件ウの募集人員を示す。

3 出願資格

出願資格者は、志願先高等学校への入学を第1志望とし、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者とする。

(1) 平成22年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込又は修了見込の者

(2) 中学校を卒業又は修了した者（以下「中学校卒業生」という。）

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

第2 出 願

1 出願の制限

(1) 志願者は、県立高等学校の場合、徳島県立高等学校通学区域等に関する規則（90ページ）に基づき、出願するものとする。また、市立高等学校の場合、当該市立高等学校の通学区域を定めた規則（91ページ）に基づき、出願するものとする。

なお、全日制の課程において、城ノ内高等学校、富岡東高等学校、川島高等学校を除く普通科に出願する場合、学区外の高等学校に出願する者については、次のア又はイに定めるところによる。

ア 学区内志願者扱いを受ける特別な理由がある場合

所属学区変更許可願（様式第7号）及びそれを証明する書類を志願先高等学校長に提出し、その許可を受けた場合に限り、学区内志願者としての扱いを受ける。

該当者は、別記3（32ページ）により、手続を行わなければならない。

イ 前項アに該当しない場合

学区外志願者としての扱いを受ける。

(2) 県外に居住する者で、一家転住等の特別な事情があって、本県の実日制の課程の高等学校を志願する場合は、別記4（33ページ）により、手続を行わなければならない。ただし、定時制の課程への志願者は、許可を要しない。

(3) 1校1学科に限り出願することができる。

ただし、出願要件イ・ウにおいて、志望する大学科に前期選抜を実施する小学科・類が2以上あるときは、その小学科・類名を志望順に記して出願することができる。

また、出願要件イ・ウにおいて、志願先高等学校に前期選抜を実施する大学科が2以上あるときは、その大学科・小学科・類名を志望順に記して出願することができる。

(4) 全日制の課程と定時制の課程の併願はできない。

(5) 出願後、志望校又は志望学科を変更することはできない。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、1月25日（月）から1月27日（水）までとする。なお、受付時間は午前9

時から午後4時30分までとし、最終日は正午までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、1月27日（水）正午までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

3 出願の手続等

(1) 志願者による手続

ア 志願者は、次の書類等を、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

(ア) 入学願書（様式第1-1号）

(イ) 受検票（様式第2-1号）

(ウ) 入学考査料（全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円）

入学願書の所定の欄に、徳島県収入証紙をはること。ただし、市立高等学校の志願者は現金で中学校長に提出する。

(エ) 選抜結果通知用封筒（様式第3号）

封筒の所定の位置に380円切手（料金改定があった場合は、改定後の料金の切手）をはること。

(オ) 志願先高等学校長が定める書類（該当者のみ、別表2，38・39ページ）

・中学校時代の学校内外の活動の記録（様式第9号，独自様式を定めている高等学校もある。）

・志望理由書（様式第10-1号，独自様式を定めている高等学校もある。）

・自己表現調査票（様式第11号，独自様式を定めている高等学校もある。）

・その他，志願先高等学校長が前期選抜実施要領に示した書類

(カ) 所属学区変更許可願及びそれを証明する書類（該当者のみ）

イ 志願者のうち特別な事情により欠席が多い者は、自己申告書（様式第12号）を提出することができる。なお、自己申告書は、本人及び保護者が記入し、封をした上で中学校長に提出する。

ウ 特別な理由により、公立高等学校に在籍のまま志願する者は、在籍する高等学校長の承認を受け、上記アに示された書類のほか、志願承認書（様式第15号）を中学校長に提出する。

エ 「第1 募集 3 出願資格(3)」による者は、市町村教育委員会から用紙等を受け取り、上記アに示された書類のほか、高等学校への入学資格の証明書及び最終学校又は認定試験の成績証明書を添えて、直接、志願先高等学校長に提出する。

(2) 中学校長による手続

中学校長は、志願者から提出された上記(1)ア～ウの書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。なお、教科評定分布表は、3月1日（月）までに徳島県教育委員会（以下「委員会」という。）にも提出する。

ア 調査書（様式第4号）

イ 志願者名簿（様式第5-1号）

ウ 教科評定分布表（様式第6号）

エ 副申書（様式第13号，調査書の評定の記載ができない志願者について中学校長が作成したもの）

オ 特別措置申請書

学校指定教科の検査，作文，面接などにおいて特別措置を必要とする志願者については，特別措置申請書（様式第14-1号）を提出する。ただし，英語のリスニングテストにおいて特別措置を必要とする志願者については，英語リスニングテスト特別措置申請書（様式第14-2号）を提出する。

(3) 高等学校長による措置

ア 各高等学校長は、所定の期間内に、午前9時から午後4時30分（最終日は正午）までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の正午までに到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

イ 各高等学校長は、受付に当たっては、志願者受付・受検者名簿（様式第23-1号）を作成する。

また、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を経由して志願者に交付する。

なお、「第1募集 3 出願資格(3)」による者には、直接、受検票を交付する。

ウ 城ノ内高等学校、富岡東高等学校、川島高等学校を除く普通科の各高等学校長は、学区内志願者の学区について、公正で適正な審査を行う。

なお、学区外と認められる志願者については、高等学校長は中学校長を通じ、2月2日（火）までに学区内外の変更手続をとらせる。

また、「所属学区変更許可願」を提出した志願者については、別記3（32ページ）によるものとする。

エ 各高等学校長は、入学願書受付締切後、速やかに課程別、学科別志願者数を委員会に報告し、さらに2月2日（火）までに、志願者数報告書（様式第26号）により委員会に報告する。

公立高等学校に在籍のままで志願する者から志願承認書を受け付けた高等学校長は、2月2日（火）までに志願承認書の写しを添えて、在籍のままで志願する者を委員会に報告する。

第3 調査書及び教科評定分布表

1 調査書の取扱い

(1) 調査書中の「各教科の学習の記録」の評定は、選抜の資料として用いるものとする。

なお、志願してほしい生徒像、出願要件などにより、各学年及び各教科間の比率を変えることができる。

(2) 「各教科の学習の記録」以外の記載事項についても、選抜の資料とすることができる。

2 調査書及び教科評定分布表の作成等

調査書及び教科評定分布表の作成に当たっては、公正を期するため、中学校ごとに調査書作成委員会を設けるものとする。また、各高等学校においては調査書評定委員会を設けるものとする。

なお、作成における詳細については、別記1（30ページ）によるものとする。

第4 検 査

1 検査の内容

志願者全員に対して、学校指定教科の検査、作文の両方又はいずれか1つを実施する。また、学校・学科の特色に応じ、面接、自己表現、実技検査を実施することができる。

なお、検査の内容は、次により、実施校ごとに定める。

(1) 学校指定教科の検査

教科横断的な総合問題による検査、特定教科の検査（2教科まで）のいずれか1つを行う。

(2) 作文

志願してほしい生徒像，出願要件などと関連して，志願者の学習等への関心・意欲や能力・適性等をみる作文を課す。

(3) 面接

個人面接又は集団面接を行う。

(4) 自己表現

教科や特別活動等に関わる分野から，志願者の興味・関心，進路希望，特技などに基づき，自己表現を行い，それを話題に面接を行う。

(5) 実技検査

学科の特性に応じ，音楽，美術，書道，技術・家庭等の分野の実技検査を行う。

2 検査問題の作成

検査問題の作成に当たっては，次の(1)～(3)に留意するものとする。

(1) 学校の特色，志願してほしい生徒像，出願要件を反映した問題の作成に努めること。

(2) 生徒の多様な個性や能力・適性，意欲，努力の成果などについて，優れた面を積極的に評価する観点から創意工夫すること。

(3) 問題の程度は，中学校卒業程度とし，中学校の生徒の普通の学習に過重な負担をかけないように十分配慮すること。

3 検査の実施

(1) 検査期日

2月4日(木)，又は2月4日(木)及び2月5日(金)のいずれかのうちから実施校が定める。

なお，各高等学校が実施する検査時間割の詳細は，実施校ごとに定める。

(2) 実施会場

志願先高等学校の本校及びその学校長の指定する分校

(3) 特別措置

各高等学校長は，学校指定教科の検査，作文，面接などにおいて，特別措置を必要とする志願者について，中学校長と十分に連絡をとり，適切な措置を決め，その結果を2月2日(火)までに中学校長及び委員会に報告する。その際，委員会には特別措置申請書の写しを併せて提出する。

(4) 受検者数の報告

各高等学校長は，検査当日の課程別，学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

(5) 結果の処理

ア 各高等学校長は，検査終了後直ちに，各高等学校で実施した検査の採点を行い，その処理の厳正をはからなければならない。

イ 各高等学校長は，志願者受付・受検者名簿に検査の成績を記入し，その写しを3月24日(水)までに委員会に提出する。その際，受検者数集計表(様式第30-1号)，県外からの志願者集計表(様式第31-1号，該当者がいる場合)も併せて提出する。

第5 追検査

前期選抜において、募集割合が募集定員の100%である学科(芸術科のみ)を受検する者が、検査の当日、急病、交通事故、天災その他やむを得ない理由で欠席した場合、追検査をもって学校指定教科の検査、作文、面接、自己表現、実技検査に代えることができる。

1 受検手続

追検査の受検を希望する者は、次の書類を、中学校長を経由して、第1日に実施する検査を欠席した場合は2月4日(木)までに、第2日に実施する検査を欠席した場合は2月5日(金)までに、志願先高等学校長に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 追検査願(様式第18号、学校指定教科の検査、作文、面接、自己表現、実技検査当日欠席した者)
- (2) 欠席した理由を証明する医師の診断書又は警察、役場その他の証明書

2 実施期日

2月8日(月)

3 実施会場

志願先高等学校の本校

4 追検査

詳細については、志願先高等学校長が定める。

5 受検者数等の報告

追検査の報告については、次のとおりとする。ただし、追検査を実施する高等学校のみ報告する。

- (1) 高等学校長は、追検査受検者の見込数を、第1日に実施する検査の場合は2月4日(木)正午までに、第2日に実施する検査の場合は2月5日(金)正午までに委員会に報告し、さらにその確定数を文書で2月8日(月)正午までに委員会に報告する。
- (2) 高等学校長は、追検査受検者数を電話で2月8日(月)正午までに、文書で2月10日(水)までに委員会に報告する。

第6 選抜の方法

- 1 各高等学校長は、調査書、各高等学校において実施した検査の結果などを資料として、各高等学校の志願してほしい生徒像、出願要件などに基づき、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、自己申告書や副申書が提出された場合は、これを選抜の資料に加える。

- 2 城ノ内高等学校、富岡東高等学校、川島高等学校を除く普通科において、通学区域外の取扱いを受ける者の選抜は、通学区域内の志願者と同等に取り扱うものとする。

なお、通学区域外志願者の合格者数は、第1学区及び第2学区は総募集定員の5%以内、第3学区は各高等学校ごとに募集定員の5%以内とする。ただし、出願要件ウによる通学区域外からの合格者については、この制限を適用しない。

第7 選抜結果の通知等

- 1 各高等学校長は、2月13日(土)、受検者に選抜の結果を様式第25-1,2号により簡易書留郵便によって通知するとともに、志願者名簿により受検者の出身中学校長に通知する。
- 2 各高等学校長は、速やかに課程別、学科別合格者数を委員会に報告し、さらに、2月15日(月)までに、合格者数報告書(様式第27号)により委員会に報告する。

第8 その他

- 1 前期選抜の合格者は、後期選抜及び第2次募集に出願することはできない。
- 2 前期選抜の不合格者は、前期選抜で受検した高等学校も含めて、改めて後期選抜に出願することができる。
- 3 出願を取り消す者が出た場合は、中学校長等は、速やかに出願取消届(様式第19号)を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。
- 4 入学を辞退する者が出た場合は、中学校長等は、速やかに入学辞退届(様式第20号)を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。

後期選抜

[日 程]

事 項	日 時
願書受付期間	平成22年2月22日(月)から2月24日(水)まで 受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は正午までとする。
志願変更受付期間	[志 願 変 更 願 の 受 付] 平成22年3月2日(火)から3月3日(水)まで [志願変更による出願受付] 平成22年3月2日(火)から3月4日(木)まで 受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。
学 力 検 査	平成22年3月9日(火)
面 接 等	平成22年3月10日(水)
追 検 査 , 追 面 接	平成22年3月11日(木)
選抜結果の通知日	平成22年3月16日(火)

第1 募 集

1 実 施 校

すべての高等学校で実施する。

2 募 集 人 員

募集定員から前期選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜における合格者数を減じた人数とする。

なお、前期選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜において、入学を辞退する者が出た場合には、その数を加えるものとする。

3 出 願 資 格

出願資格者は、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ、前期選抜又は連携型中高一貫教育に係る入学者選抜においていずれの高等学校にも合格していない者とする。

- (1) 平成22年3月に中学校を卒業見込又は修了見込の者
- (2) 中学校卒業生
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当する者

第2 出 願

1 出 願 の 制 限

(1) 志願者は、県立高等学校の場合、徳島県立高等学校通学区域等に関する規則(90ページ)に基づき出願するものとする。また、市立高等学校の場合、当該市立高等学校の通学区域を定めた規則(91ページ)に基づき出願するものとする。

なお、全日制の課程において、城ノ内高等学校、富岡東高等学校、川島高等学校を除く普通科に出願する場合、学区外の高等学校に出願する者については、次のア又はイに定めるところによる。

ア 学区内志願者扱いを受ける特別な理由がある場合

所属学区変更許可願（様式第7号）及びそれを証明する書類を志願先高等学校長に提出し、その許可を受けた場合に限り、学区内志願者としての扱いを受ける。

該当者は、別記3（32ページ）により、手続を行わなければならない。

イ 前項アに該当しない場合

学区外志願者としての扱いを受ける。

(2) 県外に居住する者で、一家転住等の特別な事情があつて、本県の全日制の課程の高等学校を志願する場合は、別記4（33ページ）により、手続を行わなければならない。ただし、定時制の課程への志願者は、許可を要しない。

(3) 2以上の高等学校に出願することはできない。

(4) 志望する大学科に後期選抜を実施する小学科・類が2以上あるときは、その小学科・類名を志望順に記して出願することができる。

また、志願先高等学校に後期選抜を実施する大学科が2以上あるときは、その大学科・小学科・類名を志望順に記して出願することができる。

(5) 全日制の課程と定時制の課程の併願はできない。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、2月22日（月）から2月24日（水）までとする。なお、受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は正午までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、2月24日（水）正午までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

3 出願の手続等

(1) 志願者による手続

ア 志願者は、次の書類等を、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

(ア) 入学願書（様式第1-2号）

(イ) 受検票（様式第2-2号）

(ウ) 入学考査料（全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円）

入学願書の所定の欄に、徳島県収入証紙をはること。ただし、市立高等学校の志願者は現金で中学校長に提出する。

(エ) 選抜結果通知用封筒（様式第3号）

封筒の所定の位置に380円切手（料金改定があつた場合は、改定後の料金の切手）をはること。

(オ) 所属学区変更許可願及びそれを証明する書類（該当者のみ）

イ 志願者のうち特別な事情により欠席が多い者は、自己申告書（様式第12号）を提出することができる。なお、自己申告書は、本人及び保護者が記入し、封をした上で中学校長に提出する。

ウ 特別な理由により、公立高等学校に在籍のまま志願する者は、在籍する高等学校長の承認を受け、上記アに示された書類のほか、志願承認書（様式第15号）を中学校長に提出する。

エ 「第1 募集 3 出願資格(3)」による者は、市町村教育委員会から用紙等を受け取り、上記アに示された書類のほか、高等学校への入学資格の証明書及び最終学校又は認定試験の成績証明書を

添えて、直接、志願先高等学校長に提出する。

(2) 中学校長による手続

中学校長は、志願者から提出された上記(1)ア～ウの書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。なお、教科評定分布表は、3月1日(月)までに委員会にも提出する。

ア 調査書(様式第4号)

イ 志願者名簿(様式第5-2号)

ウ 教科評定分布表(様式第6号)

エ 副申書(様式第13号、調査書の評定の記載ができない志願者について中学校長が作成したもの)

オ 特別措置申請書

学力検査・面接などにおいて特別措置を必要とする志願者については、特別措置申請書(様式第14-1号)を提出する。ただし、英語のリスニングテストにおいて特別措置を必要とする志願者については、英語リスニングテスト特別措置申請書(様式第14-2号)を提出する。

(3) 高等学校長による措置

ア 各高等学校長は、所定の期間内に、午前9時から午後4時30分(最終日は正午)までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の正午までに到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

イ 各高等学校長は、受付に当たっては、志願者受付・受検者名簿(様式第23-2号)を作成する。

また、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を経由して志願者に交付する。

なお、「第1 募集 3 出願資格(3)」による者には、直接、受検票を交付する。

ウ 城ノ内高等学校、富岡東高等学校、川島高等学校を除く普通科の各高等学校長は、学区内志願者の学区について、公正で適正な審査を行う。

なお、学区外と認められる志願者については、高等学校長は中学校長を通じ、3月8日(月)までに学区内外の変更手続をとらせる。

また、「所属学区変更許可願」を提出した志願者については、別記3(32ページ)によるものとする。

エ 各高等学校長は、入学願書受付締切後、速やかに課程別、学科別志願者数を委員会に報告し、さらに2月25日(木)午後5時までに、志願者数報告書(様式第28号)により委員会に報告する。

公立高等学校に在籍のままで志願する者から志願承認書を受け付けた高等学校長は、3月8日(月)までに志願承認書の写しを添えて、在籍のままで志願する者を委員会に報告する。

オ 高等専門学校受検者、合格者について

(ア) 各高等学校長は、入学願書受付締切後、速やかに志願者のうち高等専門学校に出願した者の課程別・学科別人数を委員会に報告し、さらに2月25日(木)午後5時までに、高等専門学校併願者名簿(様式第29号)により委員会に報告する。

(イ) 各高等学校長は、高等専門学校合格等に伴い出願を取り消した者及び前期選抜の入学を辞退した者について、3月1日(月)正午現在の人数を速やかに委員会に報告する。

第3 志願変更

1 志願変更

- (1) 志願者は、受付締切後、先に出願した高等学校、課程、志望学科及び志望学科順位を1回に限り変更することができる。
- (2) 第1志望の志望学科の変更を行わないで、その他の志望学科及び志望学科順位の変更はできない。

2 受付期間

志願変更願等の受付期間は、次のとおりとする。

志願変更願の受付期間：3月2日(火)から3月3日(水)まで

志願変更による出願受付期間：3月2日(火)から3月4日(木)まで

受付時間は午前9時から午後4時30分とする。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。

郵送により志願変更による出願書類を提出する場合は、書留速達・親展で、3月4日(木)午後4時30分までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

3 志願変更の手続等

(1) 志願変更願の提出

志願変更を行う者は、志願変更願の受付期間中に、志願変更願(様式第16号)を中学校長を経由して、先に出願した高等学校長に提出する。なお、「第1募集 3 出願資格(3)」による者は、直接、先に出願した高等学校長に志願変更願を提出する。

また、全日制の課程から定時制の課程、又は、県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合は、新たに出願する高等学校の入学願書を作成して、先に出願した高等学校長に提出する。

(2) 願い出に対する高等学校長の措置

ア 志願変更願の提出を受けた高等学校長は、次の書類等を中学校長を経由して志願変更者に返却する。この際、中学校長は志願変更書類受領書(様式第17号)を高等学校長に提出する。

(ア) 入学願書

所定欄に職印を押して、後期選抜志願者受付・受検者名簿に登載されていたことの証明をすること。

ただし、全日制の課程から定時制の課程、又は、県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合は、新たに作成された入学願書の所定欄に職印を押し、先に提出されていた入学願書とともに返却する。

(イ) (ア)以外の出願書類

イ 入学考査料は、入学願書に徳島県収入証紙をはりつけたまま、中学校長を通じ志願者に返却する。

ただし、市立高等学校に出願していた志願者については、入学考査料を現金で返却する。

ウ 「第1募集 3 出願資格(3)」による者については、上記ア、イの書類等を、直接、本人に返却する。

エ 志願変更を願い出た者の記載事項は、志願者受付・受検者名簿、志願者名簿から抹消する。

(3) 志願変更による出願

ア 高等学校長から返却を受けた入学願書及び副申書については、訂正して用いる。(ただし、全日

制の課程から定時制の課程，又は，県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合は，新たに作成した入学願書を用いる。）

訂正箇所には，入学願書については保護者印を，副申書については中学校の担任教員の印を押すものとする。なお，調査書はそのまま用い，受検票及び自己申告書は新たに作成し，提出する。

イ 志願承認書については，改めて在籍する高等学校長の承認を受け，提出する。

ウ 志願者名簿は該当者のみ記入し提出する。

エ 教科評定分布表は，後期選抜出願時に当該受検校に提出していない中学校に限り提出する。

オ 定時制の課程から全日制の課程に志願変更する場合は，入学願書の所定の位置に，入学考査料の不足額1,250円分の徳島県収入証紙をはりつけることにより，入学考査料を納入する。

市立高等学校に出願していた志願者が，県立高等学校に志願変更する場合は，入学願書の所定の欄に，徳島県収入証紙をはりつけることにより，入学考査料を納入する。

カ 志願変更願を提出し，願書等の返却を受けた者が志願変更を行わないで，もとの出願先に再出願することはできない。

(4) 志願変更による出願を受け付けた高等学校長による措置

ア 高等学校長は，提出された受検票に受検番号を記入し，契印及び写真への割印を施した上，中学校長を経由して志願者に交付する。

イ 高等学校長は，受付締切後，速やかに第1志望の課程別，学科別志願変更者数を委員会に報告する。

(5) 最終志願者数の報告

各高等学校長は，3月8日（月）正午までに，志願者数報告書（様式第28号）により，最終志願者数を委員会に報告する。

第4 調査書及び教科評定分布表

1 調査書の取扱い

(1) 調査書は，学力検査の成績と同等に扱う。

(2) 調査書中の「各教科の学習の記録」の評定は，学力検査を実施しない音楽，美術，保健体育，技術・家庭の4教科を重視する。

2 調査書及び教科評定分布表の作成等

「前期選抜 第3 調査書及び教科評定分布表 2 調査書及び教科評定分布表の作成等」に準ずる。

第5 学力検査及び面接

1 学力検査

(1) 対象者

志願者全員

(2) 検査期日

3月9日（火）

(3) 実施会場

志願先高等学校の本校及びその学校長の指定する分校

(4) 日程及び配点

検査は、次により、県内同一問題で行い、5教科すべてを受検するものとする。

時 限	時 刻	教 科	配点
第1時限	9:05～10:00(55分間)	国 語(作文を含む。)	100
第2時限	10:20～11:05(45分間)	数 学	100
第3時限	11:25～12:10(45分間)	社 会	100
第4時限	13:00～13:45(45分間)	理 科	100
第5時限	14:05～14:55(50分間)	英 語(リスニングテストを含む。)	100

(5) 問題の程度

問題の程度は、中学校卒業程度とする。

(6) 特別措置

各高等学校長は、学力検査(英語のリスニングテストを含む。)において特別な配慮を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとり、適切な措置を決め、その結果を3月1日(月)までに中学校長及び委員会に報告する。その際、委員会には特別措置申請書の写しを併せて提出する。

また、特別措置申請者が志願変更する場合は、志願変更先の高等学校長は速やかに委員会に連絡する。

(7) 受検者数の報告

各高等学校長は、検査当日の課程別、学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

(8) 結果の処理

ア 各高等学校長は、検査終了後、直ちに採点を行い、厳正に処理しなければならない。

イ 各高等学校長は、志願者受付・受検者名簿に成績を記入し、その写しを3月24日(水)までに委員会に提出する。その際、受検者数集計表(様式第30-2号)、県外からの志願者集計表(様式第31-2号、該当者がいる場合)も併せて提出する。

2 面 接

(1) 対象者

志願者全員

(2) 実施期日

3月10日(水)

(3) 実施会場

志願先高等学校の本校及びその学校長の指定する分校

(4) 面接方法

個人面接、集団面接のいずれかを実施する。(別表3, 40ページ)

(5) 特別措置

各高等学校長は、面接において特別な配慮を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとり、適切な措置を決め、その結果を3月1日(月)までに中学校長及び委員会に報告する。その際、委員会には特別措置申請書の写しを併せて提出する。また、特別措置申請者が志願変更する場合は、

志願変更先の高等学校長は速やかに委員会に連絡する。

(6) 面接者数の報告

各高等学校長は、面接当日の課程別、学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

3 実技検査

高等学校長が必要と認める学校・学科においては、学科の特性に応じ、実技検査を行うことができる。

なお、実技検査は面接実施日に行う。

また、実技検査の内容は、実施校ごとに定める。(別記5, 35ページ)

第6 追検査及び追面接

学力検査、面接等の当日、急病、交通事故、天災その他やむを得ない理由で欠席した場合、追検査をもって学力検査、実技検査に、追面接をもって面接に代えることができる。

1 受検手続

追検査、追面接の受検を希望する者は、次の書類を、中学校長を経由して、学力検査の追検査の場合は3月9日(火)までに、追面接及び実技検査の追検査の場合は3月10日(水)までに、志願先高等学校長に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 追検査願(様式第18号, 学力検査, 実技検査当日欠席した者)
- (2) 追面接願(様式第18号, 面接当日欠席した者)
- (3) 欠席した理由を証明する医師の診断書又は警察、役場その他の証明書

2 実施期日

3月11日(木)

3 実施会場

志願先高等学校の本校及びその学校長の指定する分校

4 追検査

(1) 日程及び配点

追検査は、次により、県内同一問題で行い、5教科すべてを受検するものとする。

時 限	時 刻	教 科	配点
第1時限	9:00～9:55(55分間)	国 語(作文を含む。)	100
第2時限	10:05～10:50(45分間)	数 学	100
第3時限	11:00～11:45(45分間)	社 会	100
第4時限	11:55～12:40(45分間)	理 科	100
第5時限	13:15～14:05(50分間)	英 語(リスニングテストを含む。)	100

(2) 問題の程度

問題の程度は、中学校卒業程度とする。

(3) 実技検査

詳細については、志願先高等学校長が定める。

5 追面接

詳細については、志願先高等学校長が定める。

6 受検者数等の報告

追検査・追面接の報告については、次のとおりとする。ただし、追検査・追面接を実施する高等学校のみ報告する。

(1) 各高等学校長は、追検査受検者の見込数を3月9日(火)正午までに委員会に報告する。さらにその確定数を文書で3月10日(水)正午までに委員会に報告する。

(2) 各高等学校長は、追面接及び実技検査の追検査受検者の見込数を3月10日(水)午後1時30分までに委員会に報告する。

(3) 各高等学校長は、追検査及び追面接受検者数を電話で3月11日(木)正午までに、文書で3月17日(水)までに委員会に報告する。

第7 定時制の課程における成人特例措置

1 対象者及び内容

定時制の課程において、平成22年4月1日現在、満20歳以上の志願者で、成人特例措置を希望する者については、学力検査を行わず作文でこれに代えるものとする。

2 申請手続

この特例措置の適用を受けようとする者は、出願の際、併せて定時制課程特例措置適用申請書(様式第21号)を提出するものとする。

3 実施会場

志願先高等学校

4 検査日程その他詳細については、志願先高等学校長が定める。

5 この特例措置による合格者数は、募集定員の10%以内とする。

第8 選抜の方法

1 選抜の方法

(1) 各高等学校長は、調査書と入学学力検査の成績に基づき、面接等の結果も資料とし、高等学校教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、自己申告書や副申書が提出された場合は、これを選抜の資料に加える。

(2) 城ノ内高等学校、富岡東高等学校、川島高等学校を除く普通科において、通学区域外の取扱いを受ける者の選抜は、通学区域内の志願者と同等に取り扱うものとする。

なお、通学区域外志願者の合格者数は前期選抜の入学者数と合わせ、第1学区は総募集定員の10%以内、第2学区は8%以内とし、第3学区は各高等学校ごとに募集定員の8%以内とする。ただし、前期選抜における出願要件ウによる通学区域外からの入学者については、この制限を適用しない。

2 合格者選抜の手順

(1) 第1次選考

調査書の「各教科の学習の記録」の評定が、上位から募集人員の80%以内にいる者で、かつ、学力検査の得点が上位から募集人員の80%以内にいる者について、面接等の結果も資料とし、総合的に選考する。

(2) 第2次選考

第1次選考の対象者以外の者全員について、「各教科の学習の記録」の評定と学力検査の得点を同等にみて、面接等の結果も資料とし、総合的に選考する。「各教科の学習の記録」の評定と学力検査の得点を同等にみることにについては、受検者全員についての両者の相関表（様式第24号，別記2，31ページ）を用いて、その適正をはかるものとする。

なお、評定の記載がない者については、記載されていないことのみで理由で選考の対象から外すことのないよう配慮する。

(3) 第1次選考については、次のア、イの項，第2次選考については、次のア～カの諸項に留意して、公正かつ妥当な判定を行うものとする。

ア 行動が著しく優れた者又は不良の者

イ 面接の結果が特に良好な者又は不良の者

ウ 「総合的な学習の時間の記録」が著しく優れた者

エ 「特別活動の記録」が著しく優れた者

オ 観点別学習状況が著しく優れた者

カ 芸術・文化，体育・スポーツ，ボランティア，人権などの諸活動において顕著な実績のある者

(4) 芸術科の音楽，美術の選抜に当たっては、志願した音楽，美術の調査書の成績を重視する。また、芸術科において、実技検査を行う場合には、その成績も併せて選考する。

(5) 第1志望以外の志願者の取扱い

選抜に当たっては、第1志望を優先し、第1志望者の中から合格者を決定する。合格者が定員に満たない場合は、第1志望以外の志願者の中から選抜を行い合格者を決定する。

(6) 各高等学校長は、相関表の写しを様式第24号により、3月24日（水）までに委員会に提出する。

第9 選抜結果の通知等

1 各高等学校長は、3月16日（火）、受検者に選抜の結果を様式第25-1,2号により簡易書留郵便によって通知するとともに、志願者名簿により受検者の出身中学校長に通知する。

2 各高等学校長は、課程別、学科別合格者数及び第2次募集を行うべき課程・学科の人員予定数を3月16日（火）午前10時までに委員会に報告する。

第10 その他

1 後期選抜の合格者は、第2次募集に出願することはできない。

2 後期選抜の不合格者は、改めて第2次募集に出願することができる。

3 出願を取り消す者が出た場合は、中学校長等は、速やかに出願取消届（様式第19号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。

4 入学を辞退する者が出た場合は、中学校長等は、速やかに入学辞退届（様式第20号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。

後期選抜における学力検査・面接実施上の留意点

1 学力検査

(1) 受検者に対する受検上の注意

各高等学校長は、学力検査当日受検者に対し、次の注意を与えるものとする。

- ア 受検票及び筆記用具を携行すること。筆記用具は、公式又は法則等を記載したもの及び計算機付きのものであってはならない。なお、計算機、電訳機付き時計及び携帯電話などの移動通信機器は認めない。
- イ 検査開始前、各高等学校長の指示する時刻に検査場校に集合して検査員から注意を受けること。
- ウ 検査終了まで退場してはならない。
- エ 検査開始後15分以上遅刻した者は、その時限の検査は受けられない。
- オ 答案用紙には、受検番号を算用数字で忘れず記入すること。氏名は書かない。
- カ 印刷不鮮明で質問があれば、挙手して検査員の指示に従うこと。問題の内容に立ち入った質問は許されない。
- キ 受検中身体に異常をきたしたような場合は、挙手してその旨を告げ、検査員の指示に従うこと。
- ク 受検中不正行為のあった者は、直ちに退場を命じられ、その後の検査は受けられない。

(2) 学力検査の実施に当たっての高等学校長の措置

各高等学校長は、次の事項について適切な措置を講ずるものとする。

- ア 検査を実施する教室から、解答に暗示を与えるおそれのあるような掲示物及び標本等を除去すること。
- イ 時報は、検査開始時刻、開始後15分、終了前5分及び終了時刻とする。検査時間中は、これ以外の時刻報知は行ってはならない。
- ウ 印刷不鮮明等による質問に対しては、正確な問題を提示すること。問題の内容や解答の仕方等に関する質問に答えてはならない。
- エ 検査場によって不公平を生じるような特別な注意を与えたり、特別な行動をしてはならない。
- オ 検査問題及び正答表は、その教科の検査終了後発表する。
- カ 委員会は、このほか検査実施上必要な事項が生じた場合には、各高等学校長に通知する。

- (3) 委員会は、このほか、検査上必要な事項が生じた場合には、市町村教育委員会を通じて中学校長に通知するとともに、各高等学校長に通知する。

2 面 接

(1) 面接日程等

面接日程等は，志願先高等学校長が出身中学校長を通じ志願者に通知するものとする。

(2) 面接方法

ア 面接は個人面接，集団面接のいずれかを実施する。（別表3，40ページ）

イ 面接担当者は各班3名以上とし，各高等学校長が定める。

ウ 各高等学校長は，面接の公平・公正を期するため，校長を委員長とした面接実施委員会を設け，面接に関する事項を取り扱う。

(3) 質問事項

次のア～エの各事項に関することのうちから質問する。

ア 中学校生活に関すること

イ 志望の動機

ウ 高校生活への期待

エ 将来の希望

第2次募集

[日 程]

事 項	日 時
願 書 受 付 期 間	平成22年3月23日（火）から3月24日（水）まで 受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。
検 査 日	平成22年3月26日（金）
選抜結果の通知日	平成22年3月27日（土）

第1 募 集

1 実 施 校

前期選抜又は連携型中高一貫教育に係る入学者選抜，後期選抜の結果，合格者が募集定員に満たない学科

2 募 集 人 員

3月18日（木）に公表する。

3 出 願 資 格

出願資格者は，次の(1)から(3)のいずれかに該当し，かつ，前期選抜又は連携型中高一貫教育に係る入学者選抜，後期選抜においていずれの高等学校にも合格していない者とする。

- (1) 平成22年3月に中学校を卒業見込又は修了見込の者
- (2) 中学校卒業生
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

第2 出 願

1 出 願 の 制 限

- (1) 志願者は，第2次募集を実施する高等学校のうち，1校に限り出願することができる。
なお，志望する大学科に第2次募集を実施する小学科・類が2以上あるときは，その小学科・類名を志望順に記して出願することができる。
また，志願先高等学校に第2次募集を実施する大学科が2以上あるときは，その大学科・小学科・類名を志望順に記して出願することができる。
- (2) 県外に居住する者で，一家転住等の特別な事情があって，本県の全日制の課程の高等学校を志願する場合は，別記4（33ページ）により，手続を行わなければならない。ただし，定時制の課程への志願者は，許可を要しない。
- (3) 全日制の課程と定時制の課程の併願はできない。
- (4) 出願後，志望校又は志望学科を変更することはできない。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、3月23日（火）から3月24日（水）までとする。なお、受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、3月24日（水）午後4時30分までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

3 出願の手続等

(1) 志願者による手続

ア 志願者は、次の書類等を、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

(ア) 入学願書（様式第1-2号）

(イ) 受検票（様式第2-2号）

(ウ) 入学考査料（全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円）

入学願書の所定の欄に、徳島県収入証紙をはること。ただし、市立高等学校の志願者は現金で中学校長に提出する。

(I) 選抜結果通知用封筒（様式第3号）

封筒の所定の位置に380円切手（料金改定があった場合は、改定後の料金の切手）をはること。

イ 志願者のうち特別な事情により欠席が多い者は、自己申告書（様式第12号）を提出することができる。なお、自己申告書は、本人及び保護者が記入し、封をした上で中学校長に提出する。

ウ 特別な理由により、公立高等学校に在籍のまま志願する者は、在籍する高等学校長の承認を受け、上記アに示された書類のほか、志願承認書（様式第15号）を中学校長に提出する。

エ 「第1 募集 3 出願資格(3)」による者は、市町村教育委員会から用紙等を受け取り、上記アに示された書類のほか、高等学校への入学資格の証明書及び最終学校又は認定試験の成績証明書を添えて、直接、志願先高等学校長に提出する。

(2) 中学校長による手続

中学校長は、志願者から提出された上記(1)ア～ウの書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

ア 調査書（様式第4号）

イ 志願者名簿（様式第5-2号）

ウ 教科評定分布表（様式第6号、これまでに当該受検校に提出していない中学校に限る。）

エ 副申書（様式第13号、調査書の評定の記載ができない志願者について中学校長が作成したもの）

オ 特別措置申請書

作文、面接などにおいて特別措置を必要とする志願者については、特別措置申請書（様式第14-1号）を提出する。

(3) 高等学校長による措置

ア 各高等学校長は、所定の期間内に、午前9時から午後4時30分までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の午後4時30分までに到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

イ 各高等学校長は、受付に当たっては、志願者受付・受検者名簿（様式第23-2号）を作成する。

また、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を経

由して志願者に交付する。

なお、「第1 募集 3 出願資格(3)」による者には、直接、受検票を交付する。

ウ 各高等学校長は、入学願書受付締切後、速やかに課程別、学科別志願者数を委員会に報告する。

公立高等学校に在籍のままで志願する者から志願承認書を受け付けた高等学校長は、3月29日(月)までに志願承認書の写しを添えて、在籍のままで志願した者を委員会に報告する。

第3 検 査

1 検査の内容

志願者全員に対して、作文及び面接を実施する。また、学校・学科の特色に応じ、学校指定教科の検査、実技検査を実施することができるものとし、その内容は実施校ごとに定める。(別表3, 40ページ)

なお、問題の程度は、中学校卒業程度とする。

2 検査の実施

(1) 検査期日

3月26日(金)

なお、高等学校が実施する検査時間割の詳細は、実施校ごとに定める。

(2) 実施会場

志願先高等学校の本校及びその学校長の指定する分校

(3) 特別措置

各高等学校長は、検査において特別な配慮を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとり、適切な措置を決め、その結果を3月25日(木)までに中学校長及び委員会に報告する。その際、委員会には特別措置申請書の写しを併せて提出する。

(4) 受検者数の報告

各高等学校長は、受検当日の受検者数を速やかに委員会に報告する。

(5) 結果の処理

各高等学校長は、検査終了後、直ちに採点を行い、厳正に処理しなければならない。

第4 選抜の方法

各高等学校長は、調査書、各高等学校において実施した検査の結果を資料として、高等学校教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、自己申告書や副申書が提出された場合は、これを選抜の資料に加える。

第5 選抜結果の通知等

1 各高等学校長は、3月27日(土)、受検者に選抜の結果を様式第25-1,2号により簡易書留郵便によって通知するとともに、志願者名簿により受検者の出身中学校長に通知する。

2 各高等学校長は、課程別、学科別合格者数を3月26日(金)午後5時までに委員会に報告する。さらに、第2次募集の状況を、志願者受付・受検者名簿により3月29日(月)までに委員会に報告する。

連携型中高一貫教育に係る入学者選抜

[日 程]

事 項	日 時
願 書 受 付 期 間	平成22年1月25日(月)から1月27日(水)まで 受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は正午までとする。
作 文 及 び 面 接	平成22年2月4日(木)
選 抜 結 果 の 通 知 日	平成22年2月13日(土)

第1 募 集

1 実 施 校

連携型中高一貫教育に係る入学者選抜(以下「連携型選抜」という。)は、連携型中学校から該当する連携型高等学校を志願する場合に実施する。

なお、連携型中学校及び連携型高等学校は次の表のとおりである。

連携型高等学校	連 携 型 中 学 校
那賀高等学校	鷲敷中学校, 相生中学校, 上那賀中学校, 木頭中学校
阿波西高等学校	市場中学校, 阿波中学校

2 募 集 人 員

募集定員の範囲内とし、別に定める。

3 出 願 資 格

連携型選抜に出願できる者は、次の(1)から(4)をすべて満たし、連携型中学校長(以下「中学校長」という。)が認めた者とする。

- (1) 平成22年3月に連携型中学校を卒業見込の者
- (2) 当該学校・学科を志願する動機及び理由が明白かつ適切であること。
- (3) 当該学校・学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有すること。
- (4) 中学校生活全般にわたり積極的な取り組みを行い、入学後も学校生活を意欲的におくる意志のあること。

第2 出 願

1 出 願 の 制 限

- (1) 志願者は、1校1学科に限り出願することができる。
- (2) 志願者は、前期選抜と併願することはできない。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、1月25日（月）から1月27日（水）までとする。なお、受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は正午までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、1月27日（水）正午までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

3 出願の手続等

(1) 志願者による手続

志願者は、次の書類等を、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

ア 入学願書（様式第1-1号）

イ 受検票（様式第2-1号）

ウ 入学考査料（2,200円）

入学願書の所定の欄に、徳島県収入証紙をはること。

エ 選抜結果通知用封筒（様式第3号）

封筒の所定の位置に380円切手（料金改定があった場合は、改定後の料金の切手）をはること。

オ 志望理由書（様式第10-2号（連携用））

(2) 中学校長による手続

中学校長は、志願者から提出された上記(1)の書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

ア 志願者名簿（様式第5-1号）

イ 連携型中高一貫教育に係る副申書（様式第22号）

ウ 特別措置申請書

作文、面接などにおいて特別措置を必要とする志願者については、特別措置申請書（様式第14-1号）を提出する。

(3) 連携型高等学校長（以下「高等学校長」という。）による措置

ア 各高等学校長は、所定の期間内に、午前9時から午後4時30分（最終日は正午）までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の正午までに到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

イ 各高等学校長は、受付に当たっては、志願者受付・受検者名簿（様式第23-1号）を作成する。

また、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を経由して志願者に交付する。

ウ 各高等学校長は、入学願書受付締切後、速やかに志願者数を委員会に報告し、さらに2月2日（火）までに、志願者数報告書（様式第26号）により委員会に報告する。

第3 作文及び面接

1 対象者

志願者全員

2 検査期日

2月4日(木)

3 実施会場

志願先高等学校

4 作文及び面接の実施方法等

作文及び面接は、志願先高等学校長の定めるところにより実施する。

なお、実施方法等については志願先高等学校長が中学校長に通知する。

5 特別措置

各高等学校長は、作文、面接などにおいて、特別措置を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとり、適切な措置を決め、その結果を2月2日(火)までに中学校長及び委員会に報告する。

その際、委員会には特別措置申請書の写しを併せて提出する。

6 受検者数の報告

各高等学校長は、受検日当日の受検者数を速やかに委員会に報告する。

7 結果の処理

ア 各高等学校長は、作文及び面接終了後直ちに採点を行い、その処理の厳正をはからなければならない。

イ 各高等学校長は、志願者受付・受検者名簿に検査の成績を記入し、その写しを3月24日(水)までに委員会に提出する。その際、受検者数集計表(様式第30-1号)も併せて提出する。

第4 選抜の方法

各高等学校長は、志望理由書の審査、作文及び面接の結果を資料として、総合的に判定して選抜する。

第5 選抜結果の通知等

1 各高等学校長は、2月13日(土)、受検者に選抜の結果を様式第25-1,2号により簡易書留郵便によって通知するとともに、志願者名簿により受検者の出身中学校長に通知する。

2 各高等学校長は、速やかに合格者数を委員会に報告し、さらに、2月15日(月)までに、合格者数報告書(様式第27号)により委員会に報告する。

第6 その他

1 連携型選抜の合格者は、後期選抜及び第2次募集に出願することはできない。

2 連携型選抜の不合格者は、連携型選抜で受検した高等学校も含めて、改めて後期選抜に出願することができる。

3 連携型中学校を除く中学校からの志願者は、連携型選抜によらない入学者選抜で、連携型高等学校を受検することができる。

4 出願を取り消す者が出た場合は、中学校長は、速やかに出願取消届(様式第19号)を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。

5 入学を辞退する者が出た場合は、中学校長は、速やかに入学辞退届(様式第20号)を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。

そ の 他

- 1 海外帰国生徒等の選抜については，委員会と協議して，弾力的に取り扱うことができる。
- 2 入学者選抜に係る個人情報の開示は，別記6（36ページ）によるものとする。
- 3 この要項に定めるもののほか，入学者選抜に必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は，徳島県教育委員会教育長が定める。

《通信制の課程》

[日 程]

事 項	日 時
願 書 請 求 期 間	平成22年2月1日(月)から3月19日(金)まで 請求受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。 ただし、土曜日、日曜日及び火曜日は除く。
願 書 受 付 期 間	[転入生, 編入生] 平成22年2月22日(月), 2月24日(水), 2月25日(木) [新入生 一次] 平成22年3月8日(月), 3月10日(水), 3月11日(木) [新入生 二次] 平成22年3月17日(水), 3月18日(木), 3月19日(金) 受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。
審 査 日	[転入生, 編入生] 平成22年3月7日(日) [新入生 一次] 平成22年3月14日(日) [新入生 二次] 平成22年3月25日(木)

第1 募 集

1 実 施 校

徳島中央高等学校(以下「実施校」という。)

(〒770-0006 徳島市北矢三町1丁目3番8号 電話(088)631-1332)

2 募集する学科と出願資格

(1) 普通科

出願資格者は、次のアからウのいずれかに該当する者とする。

ア 平成22年3月に中学校を卒業見込又は修了見込の者

イ 中学校卒業生

ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当する者

ただし、実施校の校長は、上記アからウに該当しない者で、相当の年齢に達し、かつ、相当の学力があると認められた者は、特科生として入学させることができる。

(2) 衛生看護科

出願資格者は、徳島県立看護学院准看護学科に入学した者又は入学見込の者で、高等学校通信教育を希望する者とする。

第2 出 願

1 入学願書等の請求及び請求期間

志願者は、入学願書等を実施校に請求する。

請求期間は、2月1日(月)から3月19日(金)までとする。なお、請求受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。ただし、土曜日、日曜日及び火曜日は除く。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、次のとおりとする。

転入生及び編入生については、平成22年2月22日（月）、2月24日（水）、2月25日（木）

新入生の一次受付期間は、平成22年3月8日（月）、3月10日（水）、3月11日（木）

新入生の二次受付期間は、平成22年3月17日（水）、3月18日（木）、3月19日（金）

なお、受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、受付最終日の午後4時30分までに必着とする。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

3 出願の手続

志願者は、次の書類等を、実施校の校長に提出する。

(1) 普通科

ア 入学願書（様式第32号）

イ 出身中学校又は最終出身学校の卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は修了証明書若しくは修了見込証明書

ウ 志願者の写真3枚（縦4cm×横3cm、正面上半身脱帽、出願前6か月以内に撮影、カラー・白黒いずれも可、裏に氏名を明記）

エ 住民票の写し

ただし、特科生については、上記イは不要とし、志願者の写真の提出枚数は2枚とする。

(2) 衛生看護科

徳島県立看護学院准看護学科合格後、「(1) 普通科」と同じ書類を提出する。

第3 選抜の方法

実施校の校長は、書類審査、作文及び面接を実施して入学を許可する。ただし、特科生については書類審査のみとする。

第4 その他

- 1 新入生については、徳島県公立高等学校の全日制課程又は定時制課程との併願を認める。
- 2 詳細については、実施校へ問い合わせること。

別 記 ・ 別 表

調査書及び教科評定分布表の作成

調査書及び教科評定分布表の作成に当たっては、各中学校において、調査書作成委員会を組織し、次に示す調査書、教科評定分布表作成上の注意に従って厳正に作成しなければならない。

調査書作成上の注意

- 1 保護者の欄は、指導要録に基づいて記入する。ただし、20歳以上の者は、保護者欄の記入を要しない。
- 2 出欠の記録の欄の在学者の第3学年分については、平成21年12月31日現在とする。なお、欠席日数の著しく多い者については、備考にその理由を記入する。
- 3 「行動の記録」
 - (1) 行動の状況の欄には、指導要録の記入方法に準じて第3学年のものを記入する。
 - (2) 所見の欄には、趣味、特技等を必要に応じて記入する。
- 4 「観点別学習状況」
 - (1) 評価の欄には、指導要録の評価方法によって第3学年のものを記入する。
 - (2) 記入に当たっては、「A」、「C」の評価についてそれぞれA、Cと記入し、「B」の評価については空欄とし、評価の記載ができない場合は、斜線を引く。なお、選択教科の欄については、すべての教科名及び観点を記入すること。
- 5 「各教科の学習の記録」
 - (1) 各学年の評定は、指導要録の評価方法に準じて行い、5段階評価の評定を記入する。
 - (2) 過年度卒業者については、すべて指導要録に基づいて記入し、各学年の評定を5段階評定で記入する。
 - (3) 評定の記載ができない教科の評定欄には斜線を引く。
 - (4) 印の欄は、記入しない。
 - (5) 評定の記載がされていない者が高等学校を志願する場合は、中学校長は副申書（様式第13号）を提出しなければならない。
- 6 「総合的な学習の時間の記録」
 - (1) 第3学年の活動を中心に指導要録の記入方法に準じて記入する。
 - (2) 学習活動の欄には、主要な学習活動を記入する。
 - (3) 観点の欄には、主要な観点を1又は2記入する。
 - (4) 評価の欄には、(3)で記入した観点についての評価を記入する。
- 7 「特別活動の記録」
 - (1) 特別活動を「学級活動・生徒会活動・学校行事」とし、各内容・学年の欄には、指導要録の記入方法に準じて記入し、十分満足できる状況にあると判断される場合には、印を記入する。
 - (2) 事実及び所見の欄は、特別活動及び部活動における生徒の活動状況について、必要に応じて記入する。
- 8 「特記事項の欄」

芸術・文化、体育・スポーツ、ボランティア、人権などの諸活動において顕著な実績があれば、必要に応じて記入する。

教科評定分布表作成上の注意

- 1 分布表は、第3学年全員の評定について作成し、提出するものとする。ただし、県外からの志願者及び過年度卒業者については、分布表の提出は不要である。
- 2 高等学校及び委員会へ提出する分布表は、すべて同一でなければならない。
- 3 分布表の用紙は、様式第6号によって各中学校において作成したものをを用い、その大きさはA4判とする。

相 関 表 の 作 成

後期選抜において、各高等学校長は調査書の「各教科の学習の記録」の評定から算出した調査書の評定値合計と学力検査の得点合計の相関表を用いて合格者の選考に当たるものとする。

なお、相関表の作成に当たっては、次に示す後期選抜における調査書の評定値合計の算出方法及び相関表作成上の注意に従って厳正に作成しなければならない。

後期選抜における調査書の評定値合計の算出方法（高等学校）

後期選抜における調査書の評定値合計は、次により算出する。

- 1 音楽，美術，保健体育及び技術・家庭の4教科については，第1学年から第3学年までの評定値合計を2倍する。
- 2 国語，社会，数学，理科及び英語については，第1学年から第3学年までの評定値合計とする。
- 3 調査書の評定値合計は，上記1及び2を合計して195点満点とする。

相 関 表 作 成 上 の 注 意（高等学校）

- 1 学科ごとの受検者（調査書の評定の記載ができていない者と定時制課程特例措置適用申請書提出者は除く。）を調査書の評定値合計並びに学力検査の得点合計により10段階に区分する。この場合，各段階の人数は，次の表に示す配分率によるものとし，各段階の表示は，評定値合計又は得点合計の高いものから順に，10，9，8，7，6，5，4，3，2，1とする。

10段階法による人数配分表

段 階	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
配 分 率 %	2	5	9	15	19	19	15	9	5	2

配分人数の算定に当たっては，原則として，各段階ごとに小数第1位を四捨五入し，その結果の総数と，受検者数との間に差を生じる場合は，5，6の段階で調整するものとする。

- 2 調査書の評定値合計の段階を横軸に，学力検査の得点合計の段階を縦軸にとって，様式第24号により相関表を作成する。

所属学区を変更する者の手続

県内の中学校在学者又は卒業者のうち、特別な理由により学区内志願者扱いを希望する者は、次により手続を行わなければならない。

1 手続期間・提出先

入学願書等の受付期間に、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

2 提出書類

次の書類を中学校長を経由して提出すること。

- (1) 所属学区変更許可願（様式第7号）
- (2) 住民票（父及び母＜又は後見人＞と志願者が記載されたもの）の写し
- (3) 特別な理由を証明する書類（区域外就学承認書，住居に関する証明書，一家転住を証明する書類等）

3 高等学校長による措置

高等学校長は、「所属学区変更許可願」について公正で適正な審査を行い、その理由がやむを得ないものであると認められた場合は、この志願者を学区内志願者として扱うものとする。

審査の結果、不当と認められる志願者について、高等学校長は中学校長を通じ学区内外の変更手続をとらせる。なお、前期選抜では2月2日（火）までに、後期選抜では3月8日（月）までにこの措置をとるものとする。また、学区内外の変更手続をとらせた場合には、委員会へ速やかに報告する。

4 所属学区変更許可願を必要とする場合

内 容	提 出 書 類
県内における転居の場合（転勤や新築等のために4月からは学区内に転居することが確実となる場合） 1 保護者の転勤等による転居の場合 2 保護者が自宅を新築又は購入して転居する場合	1 保護者の転勤等による場合 (1) 所属学区変更許可願 (2) 住民票（父及び母＜又は後見人＞と志願者が記載されたもの）の写し (3) 保護者の住所の移転を証明する書類 ア 社宅に転居……社宅入居（予定）証明書 イ 借家に転居……家屋賃貸契約書の写し ウ 実家に転居……家屋登記簿の写し（登記者と保護者が異なる場合は、その間柄を証明する書類も必要とする。） (4) 転勤辞令の写し又は転勤内示証明書等（転勤以外の理由で転居する場合は必要としない。） 2 自宅を新築又は購入した場合 (1) 所属学区変更許可願 (2) 住民票（父及び母＜又は後見人＞と志願者が記載されたもの）の写し (3) 保護者の住所の移転を証明する書類 建築確認通知書の写し又は家屋登記簿の写し等
保護者の住所は学区外にあり、志願者の住所は学区内にある場合	(1) 所属学区変更許可願 (2) 住民票（父及び母＜又は後見人＞と志願者及び志願者が学区内で同居する祖父母等が記載されたもの）の写し
保護者・志願者の住所は学区内にあるが、学区外の中学校へ通学している場合	(1) 所属学区変更許可願 (2) 住民票（父及び母＜又は後見人＞と志願者が記載されたもの）の写し (3) 区域外就学承認書の写し
【備 考】 上記は、一般的な事例であり、判断が困難な場合は、下記まで問い合わせてください。 徳島県教育委員会 学校政策課 企画調整担当（TEL 088-621-3120）	

5 その他

県外からの志願者は、所属学区変更許可願を必要としない。

県外から志願する者の手続

県外から公立高等学校の全日制の課程を志願する者は、中学校長を経由して、県外志願特例措置願（様式第8号）を、県立高等学校を志願する場合は徳島県教育委員会へ、徳島市立高等学校を志願する場合は徳島市教育委員会へ、鳴門市立鳴門工業高等学校を志願する場合は鳴門市教育委員会にそれぞれ提出し、承認を受けなければならない。その手続等については、次によるものとする。

1 手続方法

(1) 手続期間

ア 前期選抜 平成21年12月7日（月）～平成22年1月6日（水）

イ 後期選抜 平成22年1月22日（金）～平成22年2月5日（金）

ウ 第2次募集 平成22年2月22日（月）～平成22年3月8日（月）

受付時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

郵送により提出する場合は、書留速達で、受付最終日の午後5時までに必着とする。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

(2) 提出書類

ア 県外志願特例措置願（2部提出）

イ 返信用封筒（定形封筒〔長形3号23.5cm×12cm〕に宛先（中学校長宛）を記入し、380円切手〔簡易書留とする。料金改定があった場合は、改定後の料金の切手〕を貼付する。）

ウ 県立高等学校の場合、その他添付書類については、次の(3)エのとおりである。（市立高等学校の場合は、それぞれの市教育委員会へ問い合わせること。）

(3) 県外志願特例措置願の記入上の注意等（徳島県教育委員会の定める様式第8号の場合）

ア 「入学希望学校及び学科」欄の「第1希望」、「第2希望」欄について

志願者は、2校以上の高等学校に願書を提出することはできないが、志望の変更等に備えて、「第2希望」欄に「第1希望」欄と異なる学校・学科を記入することは差し支えない。

イ 「理由」欄にはできるだけ具体的にその理由を記入すること。

ウ 連絡先の電話番号を欄の下段に明記すること。（市外局番も必ず記入すること。）

エ 県外志願特例措置願の添付書類

	特例事情の内容	県外志願特例措置願の添付書類
1	保護者と徳島県内に転住を予定している場合	(1) 父及び母（又は後見人）と志願者が記載された住民票の写し (2) 転勤の内示等の写し (3) (1)又は(2)の書類で、徳島県内の住所が確定できない場合は、中学校長の副申書等
2	四国他県の中学校からの志願者で、徳島県外の自宅から通学を予定している場合	父及び母（又は後見人）と志願者が記載された住民票の写し
3	前記1・2以外で特別の事情があると教育長が認めた場合	前記1・2の必要書類の例に準じて、客観的に事情を証明する書類

(4) 提出先・問い合わせ先

ア 徳島県立高等学校の場合

〒770-8570
 徳島市万代町1丁目1番地
 徳島県教育委員会 学校政策課 企画調整担当 TEL 088-621-3120

イ 徳島市立高等学校の場合

〒770-8571
 徳島市幸町2丁目5番地
 徳島市教育委員会 学校教育課 TEL 088-621-5411

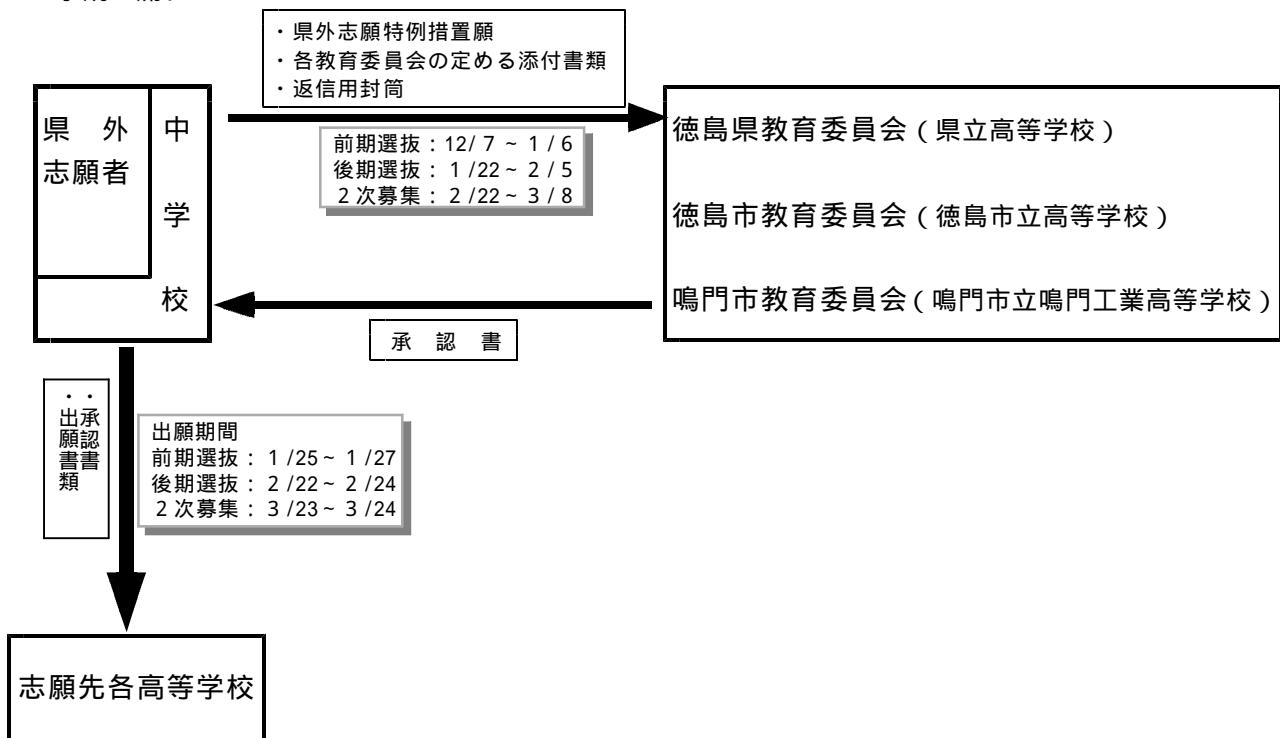
ウ 鳴門市立鳴門工業高等学校の場合

〒772-0011
 鳴門市撫養町大桑島字に岩浜8-2
 鳴門市教育委員会 学校教育課 TEL 088-686-8802

2 各高等学校への出願について

承認された県外志願者は、県教育委員会又は市教育委員会からの承認書を他の出願書類に添付して、中学校長を経由して、志願先高等学校に提出しなければならない。ただし、後期選抜及び第2次募集については、前期選抜又は後期選抜で当該教育委員会から既に承認を受けている志願者は、県外志願特例措置願の提出は不要である。その場合、前期選抜又は後期選抜志願校より、承認書の写しの交付を受け、承認書の写しを他の出願書類に添付して志願先高等学校に提出するものとする。

3 手続の流れ



後期選抜実技検査実施校及び検査内容

1 実技検査実施校

学 校 名	学 科 名
徳島県立名西高等学校	芸術科（音楽），芸術科（美術），芸術科（書道）

2 名西高等学校芸術科後期選抜実技検査内容等

- (1) 検査日時 平成22年3月10日（水）午前9時から正午まで
 (2) 検査場 徳島県立名西高等学校
 (3) 内 容 中学校学習指導要領に示されている音楽，美術，国語（書写）の内容のうち，次の事項について検査を行う。

ア 芸術科（音楽）を志望する者

〔共通課題〕

- (ア) 楽 典 中学校教科書程度（実音テスト含む）。（40分）
 (イ) 視 唱 コールユーブンゲン 1巻 No.39(a)を階名で歌う。

〔選択課題〕 (ア)，(イ)，(ウ)，(I)のうちから一つを選択する。

- (ア) 声 楽 任意の独唱歌 1 曲を検査担当員の伴奏により歌う。
 (イ) ピアノ 任意の独奏曲 1 曲を演奏する。
 (ウ) 弦楽器・管楽器等 任意の独奏曲 1 曲を演奏する。ただし，電子楽器は除く。
 (I) 和楽器 任意の独奏曲 1 曲を演奏する。
 ただし，楽器は箏・三味線（長唄三味線）とする。

イ 芸術科（美術）を志望する者

- (ア) 着彩画 水彩画を描く。（180分）

ウ 芸術科（書道）を志望する者

- (ア) 楷書（四字） 漢字（四字）を楷書で書く。（50分）
 (イ) 行書と平仮名 行書と平仮名合わせて五字を書く。漢字は行書で書く。（50分）

(4) 持参物

- ア 受検票及び筆記用具（鉛筆，消しゴム，鉛筆削り）を持参すること。
 イ 芸術科（音楽）を志望する者で，選択課題の弦楽器・管楽器等あるいは和楽器を選択する者については，各自が楽器を持参すること。ただし，箏は検査場で準備するので持参しなくてよい。
 ウ 芸術科（美術）を志望する者は，用具・用材を検査場で準備するので持参しなくてよい。
 エ 芸術科（書道）を志望する者は，毛筆書写の用具・用材を持参すること。ただし，下敷きと半紙は準備するので持参しなくてよい。

(5) 注意事項

- ア 芸術科を第2志望としている者に対して，この実技検査を実施することがある。
 イ 実技検査当日，急病，交通事故，天災，その他やむを得ない理由で欠席して追検査を受けようとする者は，3月10日（水）中に追検査願を徳島県立名西高等学校長に提出し，3月11日（木）に行われる追検査を受検することができる。
 ウ 実技検査当日の日程等の詳細については，徳島県立名西高等学校長より中学校長を通じて志願者に通知する。

(6) その他

- 第2次募集において，名西高等学校芸術科を志望する者は，3月26日（金）に実施する実技検査を受けなければならない。なお，内容については，後期選抜実技検査に準じる。

入学者選抜に係る個人情報の開示

受検者は選抜の結果について、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号）第26条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる。

1 受付期間・受付時間

(1) 前期選抜

2月15日（月）から3月15日（月）までの1月間とする。ただし、土曜日、日曜日、祝日、3月9日（火）及び3月10日（水）を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 後期選抜

3月17日（水）から4月16日（金）までの1月間とする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。

2 開示の内容

(1) 前期選抜における受検者本人の「学校指定教科の検査の得点、作文の得点又は評定」

(2) 後期選抜における受検者本人の「学力検査の教科別得点」

3 受付場所等

開示の請求は、受検者が本人であることを確認できる書類（受検票等）を持参の上、受検した県立高等学校で行うものとする。

4 その他

市立高等学校の入学者選抜に係る情報の開示については、当該市の規定による。

平成 22 年度公立高等学校入学者選抜に係る 競技力向上スポーツ指定校及び指定競技一覧

- 1 競技力向上スポーツ指定校事業において，指定された学校及びその指定競技です。
- 2 各指定校は，指定競技について，前期選抜の出願要件ウで募集します。

指 定 校	男子指定競技	女子指定競技
城 東 高 等 学 校		バドミントン
城 南 高 等 学 校	テニス	バレーボール
城 北 高 等 学 校		バスケットボール
城 ノ 内 高 等 学 校	陸上競技	
徳 島 市 立 高 等 学 校	サッカー	
徳 島 科 学 技 術 高 等 学 校	ソフトテニス,ソフトボール	
徳 島 商 業 高 等 学 校	サッカー	卓球
小 松 島 西 高 等 学 校		陸上競技（駅伝）
富 岡 東 高 等 学 校		バスケットボール，剣道
阿 南 工 業 高 等 学 校	ホッケー	
海 部 高 等 学 校	バスケットボール	
鳴 門 高 等 学 校		陸上競技
鳴門市立鳴門工業高等学校	硬式野球	
阿 波 高 等 学 校	柔道	
穴 吹 高 等 学 校	レスリング	
脇 町 高 等 学 校		ソフトテニス
美 馬 商 業 高 等 学 校	陸上競技（駅伝）	
貞 光 工 業 高 等 学 校	ラグビーフットボール	
辻 高 等 学 校		ソフトボール

前期選抜における各高等学校個別の出願書類一覧

- 1 前期選抜では、所定の出願書類のほかに、次の表に示した各高等学校個別の出願書類があります。
- 2 県の様式（「中学校時代の学校内外の活動の記録」様式第9号、「志望理由書」様式第10-1号、「自己表現調査票」様式第11号）を用いる場合は 印を、各高等学校独自の様式を用いる場合は 印を付けています。
- 3 各高等学校独自の様式は、各高等学校ホームページに掲載しています。

【全日制の課程】

学校名	学科名	出願要件ア					出願要件イ				出願要件ウ			
		自己表現 調査票	実技検査 調査票	活動 記録	志望 理由書	その他	自己表現 調査票	活動 記録	志望 理由書	その他	自己表現 調査票	活動 記録	志望 理由書	その他
城 東	普通科													
城 南	普通科													
	応用数理科													
城 北	普通科													
城ノ内	普通科													
徳島北	普通科													
	国際英語科													
徳島市立	普通科													
	理数科													
城 西	農業科学科													
	総合学科													
城西神山	生活科													
	造園土木科													
徳島科学技術	総合科学類													
	機械技術類													
	電気技術類													
	建設技術類													
	海洋科学類													
	海洋技術類													
徳島商業	総合科学類													
小松島	普通科													
小松島西	商業科													
	食物科													
	生活文化科													
	福祉科													
勝 浦	応用生産科													
	園芸福祉科													
富岡東	普通科													
	商業科													
富岡東羽ノ浦	看護科													
富岡西	普通科													
	理数科													
阿南工業	工業類													
新 野	総合学科					1					1			

1 検査教科希望票

学校名	学科名	出願要件ア					出願要件イ				出願要件ウ			
		自己表現 調査票	実技検査 調査票	活動 記録	志望 理由書	その他	自己表現 調査票	活動 記録	志望 理由書	その他	自己表現 調査票	活動 記録	志望 理由書	その他
那賀	普通科													
海部	普通科													
	情報ビジネス科													
	数理科学科													
鳴門	普通科													
鳴門第一	総合学科	2					2							
鳴門工業	工業類													
板野	普通科													
名西	普通科													
	芸術科(音楽)													
	芸術科(美術)													
	芸術科(書道)													
鴨島商業	商業科													
	経営情報科													
川島	普通科													
阿波	普通科													
阿波農業	農業科学科													
	園芸科学科													
阿波西	普通科													
穴吹	普通科													
脇町	普通科													
美馬商業	商業科	2												
貞光工業	電気科													
	機械科													
	建設科													
辻	普通科						3							
池田	普通科													
三好	生物資源類													
	ビジネス類													

2 自己表現用資料(自己アピール文)

3 生徒会活動, ボランティア活動, 人権活動分野を受検する者は提出

【定時制の課程】

学校名	学科名	出願要件ア					出願要件イ				出願要件ウ			
		自己表現 調査票	実技検査 調査票	活動 記録	志望 理由書	その他	自己表現 調査票	活動 記録	志望 理由書	その他	自己表現 調査票	活動 記録	志望 理由書	その他
徳島中央	普通科(昼間部午前)													
	普通科(昼間部午後)													
池田	普通科													

別表3

後期選抜，第2次募集における各高等学校個別の選抜内容

- 1 後期選抜の選抜資料は，調査書，学力検査，面接及び実技検査です。面接方法（個人面接又は集団面接），実技検査の実施の有無については，各高等学校が定めることにしています。
- 2 第2次募集の選抜資料は，調査書，作文，面接，学校指定教科の検査及び実技検査です。学校指定教科の検査や実技検査の実施の有無については，各高等学校が定めることにしています。
- 3 後期選抜，第2次募集における各高等学校個別の選抜内容については，次の表のとおりです。

【全日制の課程】

学 校 名	後期選抜		2次募集		備 考
	面接方法 個人 集団	実技 検査	教科 検査	実技 検査	
城 東					教科の検査(第2次募集)は，数学，英語に関する口頭試問を行う。
城 南					
城 北					教科の検査(第2次募集)は，数学，英語の検査を行う。
城 ノ内					教科の検査(第2次募集)は，数学，英語に関する口頭試問を行う。
徳 島 北					教科の検査(第2次募集)は，数学，英語に関する口頭試問を行う。
徳 島 市 立					教科の検査(第2次募集)は，数学，英語の検査を行う。
城 西					
城西神山					
徳島科学技術					
徳島商業					
小 松 島					教科の検査(第2次募集)は，数学，英語に関する口頭試問を行う。
小松島西					
勝 浦					
富 岡 東					教科の検査(第2次募集)は，数学，英語に関する口頭試問を行う。
富岡東羽ノ浦					
富 岡 西					教科の検査(第2次募集)は，数学，英語に関する口頭試問を行う。
阿南工業					
新 野					教科の検査(第2次募集)は，数学，英語に関する口頭試問を行う。
那 賀					教科の検査(第2次募集)は，数学，英語の検査を行う。
海 部					
鳴 門					
鳴門第一					
鳴門工業					
板 野					教科の検査(第2次募集)は，数学，英語の検査を行う。
名 西					実技検査(後期選抜，第2次募集)は芸術科のみ行う。具体的内容は35ページ別記5参照。
鴨島商業					
川 島					教科の検査(第2次募集)は，数学，英語に関する口頭試問を行う。
阿 波					
阿波農業					教科の検査(第2次募集)は，国語，数学，英語の検査を行う。
阿 波 西					教科の検査(第2次募集)は，国語，数学の検査を行う。
穴 吹					教科の検査(第2次募集)は，数学，英語に関する口頭試問を行う。
脇 町					教科の検査(第2次募集)は，数学，英語に関する口頭試問を行う。
美馬商業					
貞光工業					教科の検査(第2次募集)は，数学の検査を行う。
辻					教科の検査(第2次募集)は，数学，英語に関する口頭試問を行う。
池 田					教科の検査(第2次募集)は，数学，英語に関する口頭試問を行う。
三 好					教科の検査(第2次募集)は，国語，数学，英語の検査を行う。

【定時制の課程】

学 校 名	後期選抜		2次募集		備 考
	面接方法 個人 集団	実技 検査	教科 検査	実技 検査	
徳島科学技術					
徳島中央					
富 岡 東					
鳴 門					
名 西					
池 田					

書 類 樣 式

様 式 一 覧

備考欄に留意して作成すること。なお、「入学願書」、「受検票」の用紙及び「選抜結果通知用封筒」については、委員会の配布するものを使用すること。

様式番号	書 類 名	前 期	連 携	後 期	2 次	備 考
1-1	入学願書（前期・連携）					住所は、住民票に基づき記入し、指導要録の記載と一致させる。
1-2	入学願書（後期・2次）					
2-1	受検票（前期・連携）					高校控は各高等学校が切り離し保存する。
2-2	受検票（後期・2次）					
3	選抜結果通知用封筒					
4	調査書					別記1参照
5-1	志願者名簿（前期・連携）					出願要件別、学区別（普通科の場合）に作成する。
5-2	志願者名簿（後期・2次）					学区別（後期における普通科の場合）に作成する。
6	教科評定分布表					前期提出済みでも、後期では再度提出する。
7	所属学区変更許可願					別記3参照
8	県外志願特例措置願					別記4参照
9	中学校時代の学校内外の活動の記録					学校独自様式の場合は、それに従う。
10-1	志望理由書（前期）					学校独自様式の場合は、それに従う。
10-2	志望理由書（連携）					
11	自己表現調査票					学校独自様式の場合は、それに従う。
12	自己申告書					特別の事情により欠席が多い者が提出できる。
13	副申書					
14-1	特別措置申請書					
14-2	英語リスニングテスト特別措置申請書					
15	志願承認書					
16	志願変更願					
17	志願変更書類受領書					
18	追検査・追面接願					
19	出願取消届					速やかに提出する。
20	入学辞退届					速やかに提出する。
21	定時制課程特例措置適用申請書					
22	連携型中高一貫教育に係る副申書					
23-1	志願者受付・受検者名簿 （前期・連携）					出願要件別、学区別（普通科の場合）に作成する。
23-2	志願者受付・受検者名簿 （後期・2次）					学区別（後期における普通科の場合）に作成する。
24	相関表					別記2参照
25-1	徳島県公立高等学校入学者選抜の結果について					
25-2						
26	志願者数報告書（前期・連携）					
27	合格者数報告書（前期・連携）					
28	志願者数報告書（後期）					最終志願者数の報告もこの様式を使用する。
29	高等専門学校併願者名簿					
30-1	受検者数集計表（前期・連携）					出願要件別に作成する。
30-2	受検者数集計表（後期）					
31-1	県外からの志願者集計表					該当者のいる場合にのみ提出する。
31-2						
32	通信制入学願書					

注意 表中の は必須書類。 は該当者・該当校のみ必要な書類。

<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin-right: 10px;"></div> <div style="text-align: center;"> <h1 style="margin: 0;">入 学 願 書</h1> <p style="margin: 5px 0;">(前期選抜・連携型中高一貫教育に係る入学者選抜)</p> <p>全日制 貴校 の課程に入学したいのでお願いします。 定時制</p> <p>志望する学科は次のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> </div> </div>		入学審査料 徳島県収入証紙 をこの欄にはる。																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">志望</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 5%; text-align: center;">科・類</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">2</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 5%; text-align: center;">科・類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学科</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td></td> <td style="text-align: center;">科・類</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td></td> <td style="text-align: center;">科・類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">順位</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td></td> <td style="text-align: center;">科・類</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td></td> <td style="text-align: center;">科・類</td> </tr> </table>		志望	1		科・類	2		科・類	学科	3		科・類	4		科・類	順位	5		科・類	6		科・類	入学審査料 徳島県収入証紙 をこの欄にはる。
志望	1		科・類	2		科・類																	
学科	3		科・類	4		科・類																	
順位	5		科・類	6		科・類																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 60%; text-align: center;">要件イの分野名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">出願要件</td> <td></td> <td> ・芸術・文化() ・体育・スポーツ() ・ボランティア活動 ・人権活動 ・その他() </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">要件ウの競技名()</td> </tr> </table>				要件イの分野名	出願要件		・芸術・文化() ・体育・スポーツ() ・ボランティア活動 ・人権活動 ・その他()			要件ウの競技名()	入学審査料 徳島県収入証紙 をこの欄にはる。 全日制 2,200円 定時制 950円												
		要件イの分野名																					
出願要件		・芸術・文化() ・体育・スポーツ() ・ボランティア活動 ・人権活動 ・その他()																					
		要件ウの競技名()																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">志願者</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">ふりがな氏名</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 5%; text-align: center;">性別</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">生年月日</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">昭和 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">現住所</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">出身中学校</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>		志願者	ふりがな氏名		性別		生年月日	昭和 平成 年 月 日		現住所							出身中学校						
志願者	ふりがな氏名		性別		生年月日	昭和 平成 年 月 日																	
	現住所																						
	出身中学校																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">保護者</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">氏名</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">現住所</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>		保護者	氏名							現住所													
保護者	氏名																						
	現住所																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">城ノ内・富岡東・川島高等学校以外の普通科を志願する場合の学区の別</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">学区内・学区外</td> </tr> </table>		城ノ内・富岡東・川島高等学校以外の普通科を志願する場合の学区の別	学区内・学区外																				
城ノ内・富岡東・川島高等学校以外の普通科を志願する場合の学区の別	学区内・学区外																						
高等学校長 殿																							

注意 裏面の記入上の留意事項を参照の上、記入すること。

(裏)

記入上の留意事項

- 1 上部の丸の欄には、前期選抜は「前」、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜は「連」と記入すること。
- 2 全日制・定時制は、一方を消すこと。
- 3 「志望学科順位」の欄には、学科（公立高等学校生徒募集選抜要項86・87ページの公立高等学校一覧に掲げる小学科・類をいう。「小学科・類」の欄が空欄の場合は大学科をいう。）名を記入し、科・類はいずれか一方を で囲むこと。
前期選抜の出願要件ア及び携型中高一貫教育に係る入学者選抜においては、第1志望のみを記入すること。
前期選抜の出願要件イ・ウにおいて、志望する大学科に前期選抜を実施する小学科・類が2以上あるときは、その小学科・類名を志望順に記入することができる。
また、出願要件イ・ウにおいて、志願先高等学校に前期選抜を実施する大学科が2以上あるときは、その大学科・小学科・類名を志望順に記入することができる。
- 4 「出願要件」の欄には、前期選抜の場合は出願要件の「ア」、「イ」又は「ウ」を記入し、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜の場合は「連携」と記入すること。また、「要件イの分野名」の欄は、「芸術・文化」、「体育・スポーツ」、「ボランティア活動」、「人権活動」、「その他」のいずれかを で囲み、「芸術・文化」、「体育・スポーツ」、「その他」については（ ）内に「吹奏楽」、「野球」、「バスケットボール」、「生徒会活動」等の具体的な活動内容を記入すること。「要件ウの競技名」の欄は（ ）内に「男子バスケットボール」、「女子陸上競技」等の指定競技名を記入すること。
- 5 「性別」の欄に男女の別を記入すること。
- 6 「生年月日」の欄の昭和、平成は、いずれか一方を で囲むこと。
- 7 「保護者の現住所」の欄については、志願者の現住所と同一の場合、「生徒の欄に同じ」と略記すること。
- 8 あて先は志願先高等学校長とする。
- 9 入学考査料については、県立高等学校に出願する者は、徳島県収入証紙により本用紙右上の所定欄にはりつけること。ただし、この際証紙に消印をしないこと。また、市立高等学校に出願する者は、現金で中学校長に提出すること。
- 10 「城ノ内・富岡東・川島高等学校以外の普通科を志願する場合の学区の別」の欄は、保護者の現住所により、学区内・学区外のいずれか一方を で囲むこと。ただし、出願要件ウにおいては記入を要しない。
- 11 20歳以上の者は、保護者欄の記入を要しない。ただし、志願者欄の氏名の後に印を押すこと。

(表)

<h1 style="margin: 0;">入 学 願 書</h1> <p style="margin: 5px 0;">(後期選抜・第 2 次募集)</p>		<p style="text-align: center;">入学審査料 徳島県収入証紙 をこの欄にはる。</p>																									
<p>貴校 全日制 定時制 の課程に入学したいのでお願いします。</p> <p>志望する学科は次のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p>		<p style="text-align: center;">入学審査料 徳島県収入証紙 をこの欄にはる。</p>																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">志望</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">科・類</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">2</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">科・類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学科</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">科・類</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">科・類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">順位</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">科・類</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">科・類</td> </tr> </table>		志望	1	科・類	2	科・類	学科	3	科・類	4	科・類	順位	5	科・類	6	科・類	<p style="text-align: center;">入学審査料 徳島県収入証紙 をこの欄にはる。</p>										
志望	1	科・類	2	科・類																							
学科	3	科・類	4	科・類																							
順位	5	科・類	6	科・類																							
		<p>全日制 2,200円 定時制 950円</p>																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">志</td> <td style="width: 25%;">ふりがな氏名</td> <td style="width: 10%;">性別</td> <td style="width: 10%;">生年月日</td> <td style="width: 50%;">昭和 年 月 日 平成</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">願</td> <td colspan="4">現住所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">者</td> <td colspan="4">出身中学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保</td> <td colspan="4">氏名 ㊟</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">護</td> <td colspan="4">現住所</td> </tr> </table>		志	ふりがな氏名	性別	生年月日	昭和 年 月 日 平成	願	現住所				者	出身中学校				保	氏名 ㊟				護	現住所				
志	ふりがな氏名	性別	生年月日	昭和 年 月 日 平成																							
願	現住所																										
者	出身中学校																										
保	氏名 ㊟																										
護	現住所																										
<p>城ノ内・富岡東・川島高等学校以外の普通科を志願する場合の学区の別</p>		<p>学 区 内 ・ 学 区 外</p>																									
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; min-height: 100px;"> <p style="margin: 0;">志願変更承認印</p> </div>		<p>高等学校長 殿</p>																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">高等専門学校への出願の有無</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高 専 名</td> <td style="text-align: center;">第 1 志望</td> <td style="text-align: center;">第 2 志望</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高等専門学校</td> <td style="text-align: center;">科</td> <td style="text-align: center;">科</td> </tr> </table>		高等専門学校への出願の有無		有 ・ 無	高 専 名	第 1 志望	第 2 志望	高等専門学校	科	科																	
高等専門学校への出願の有無		有 ・ 無																									
高 専 名	第 1 志望	第 2 志望																									
高等専門学校	科	科																									

注意 裏面の記入上の留意事項を参照の上、記入すること。

(裏)

記入上の留意事項

- 1 全日制・定時制は，一方を消すこと。
- 2 「志望学科順位」の欄には，学科（公立高等学校生徒募集選抜要項86・87ページの公立高等学校一覧に掲げる小学科・類をいう。「小学科・類」の欄が空欄の場合は大学科をいう。）名を記入し，科・類はいずれか一方を で囲むこと。
志望する大学科に後期選抜又は第2次募集を実施する小学科・類が2以上あるときは，その小学科・類名を志望順に記入することができる。
また，志願先高等学校に後期選抜又は第2次募集を実施する大学科が2以上あるときは，その大学科・小学科・類名を志望順に記入することができる。
- 3 「性別」の欄に男女の別を記入すること。
- 4 「生年月日」の欄の昭和，平成は，いずれか一方を で囲むこと。
- 5 「保護者の現住所」の欄については，志願者の現住所と同一の場合，「生徒の欄に同じ」と略記すること。
- 6 あて先は志願先高等学校長とする。
- 7 入学考査料については，県立高等学校に出願する者は，徳島県収入証紙により本用紙右上の所定欄にはりつけること。ただし，この際証紙に消印をしないこと。また，市立高等学校に出願する者は，現金で中学校長に提出すること。
- 8 「城ノ内・富岡東・川島高等学校以外の普通科を志願する場合の学区の別」の欄は，保護者の現住所により，学区内・学区外のいずれか一方を で囲むこと。ただし，第2次募集においては，記入を要しない。
- 9 破線で囲んだ「志願変更承認印」の欄は，記入しないこと。
- 10 高等専門学校への出願の有・無については，いずれか一方を で囲み，出願した者は出願した高等専門学校名及び出願学科を第2志望まで記入すること。ただし，第2次募集においては，記入を要しない。
- 11 20歳以上の者は，保護者欄の記入を要しない。ただし，志願者欄の氏名の後に印を押すこと。

<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; margin-right: 10px;"></div> <div> <p style="text-align: center;">平成22年度公立高等学校入学者選抜受検票(前期・連携)</p> </div> </div>				<p>写真</p> <p>(縦4cm×横3cm)</p> <p>正面上半身脱帽 出願前6か月以内 に撮影したもの。 カラー、白黒いずれも可 裏に氏名を明記する。</p>	
受検番号		ふりがな 氏名			
志望校名	高等学校		出願 要件		
志望学科	第1志望	第2志望			
	科・類	科・類			
出身中学校	中学校		卒業 卒業見込み		

契
印

切り取らないこと。

<p>平成22年度公立高等学校入学者選抜受検票(前期・連携 高校控)</p>			
受検番号		ふりがな 氏名	
志望学科	第1志望	第2志望	出願 要件
	科・類	科・類	
出身中学校	中学校		卒業 卒業見込み

(裏)

この受検票は、検査の当日持参し、検査中提示できるようにしておくこと。
検査場への持参物等については、各高等学校の実施要領に従うこと。
受検中は、すべて検査員の指示に従うこと。

注 意

- 1 上部の丸の欄には、前期選抜は「前」、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜は「連」と記入すること。
- 2 「志望学科」の欄には、入学願書「志望学科順位」の欄に記入した第2志望までの学科名を記入し、科・類はいずれか一方を で囲むこと。
- 3 「出願要件」の欄には、前期選抜の場合は出願要件の「ア」、「イ」又は「ウ」を記入し、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜の場合は「連携」を記入すること。
- 4 「出身中学校」の欄の卒業、卒業見込みは、いずれか一方を で囲むこと。
- 5 志願者の写真(縦4cm×横3cm、正面上半身脱帽、出願前6か月以内に撮影、裏に氏名を明記すること。)を、所定の位置にはること。
- 6 「高校控」にも同様に記入すること。
- 7 の欄は記入しないこと。

平成22年度公立高等学校入学者選抜受検票(後期・第2次募集)			
受検番号		ふりがな 氏名	
志望校名	高等学校		
志望学科	第1志望	第2志望	
	科・類	科・類	
出身中学校	中学校		卒業 卒業見込み

写真
(縦4cm×横3cm)
正面上半身脱帽
出願前6か月以内
に撮影したもの。
カラー、白黒いずれも可
裏に氏名を明記する。

契
印

切り取らないこと。

平成22年度公立高等学校入学者選抜受検票(後期・第2次募集 高校控)			
受検番号		ふりがな 氏名	
志望学科	第1志望	第2志望	
	科・類	科・類	
出身中学校	中学校		卒業 卒業見込み

(裏)

この受検票は、学力検査及び面接の当日持参し、受検中は机上におくこと。
 検査場へは、筆記用具（鉛筆類・定規・コンパス・消ゴム・鉛筆削り・筆入れ及び下敷き）
 以外のものを持ち込んではいけない。
 筆記用具は、公式又は法則等を記載したもの及び計算機付きのものであってはならない。
 なお、計算機、電訳機付き時計及び携帯電話などの移動通信機器は認めない。
 受検中は、すべて検査員の指示に従うこと。

注 意

- 「志望学科」の欄には、入学願書「志望学科順位」の欄に記入した第2志望までの学科名を記入し、科・類はいずれか一方を で囲むこと。
- 「出身中学校」の欄の卒業、卒業見込みは、いずれか一方を で囲むこと。
- 志願者の写真（縦4cm×横3cm、正面上半身脱帽、出願前6か月以内に撮影、裏に氏名を明記すること。）を、所定の位置にはること。
- 「高校控」にも同様に記入すること。
- の欄は記入しないこと。

選 抜 結 果 通 知 用 封 筒

(表)

(裏)

郵便切手 380円	□ □ □ □ □ □ □ □
親 展	府 都 県 道
	郡 市
簡 易 書 留	様 方
様	

□ □ □ □ □ □ □ □
府 都 県 道
郡 市
様 方
様

注 意

- 1 選抜結果の通知を受ける住所（町村名，番地まで），郵便番号，志願者の氏名等を記入すること。住所がアパート・団地等の場合は，「様方」の欄にアパート名，棟番号を記入すること。
- 2 380円切手（料金改定があった場合は，改定後の料金の切手）をはること。
- 3 の欄には受検校において，受検校名及び所在地を記入すること。
- 4 郵送を簡易書留郵便によって行うので，選抜結果通知日には受検者又は家族が在宅すること。

教 科 評 定 分 布 表

中学校名
校長氏名

印

1 生徒数

卒業見込者数	人	評定対象者数	人
--------	---	--------	---

卒業見込者数と評定対象者数が異なるとき、また、評定対象者数と各教科の総計が異なるときに、それぞれの理由を記入する。

2 各教科評定分布状況

教 科		段 階	5	4	3	2	1	総 計
国	語	人数						人
社	会	人数						人
数	学	人数						人
理	科	人数						人
英	語	人数						人
音	楽	人数						人
美	術	人数						人
保 健 体 育		人数						人
技 術・家 庭		人数						人

注 意

- 1 第 3 学年生徒全員について作成すること。
- 2 第 3 学年の評定分布について記入すること。
- 3 評定対象者数の欄には 1 教科でも評定があれば、人数に含めて記入すること。
- 4 特別支援学級に在籍している生徒で、特別な教育課程により学習している教科がある場合、該当教科の評定分布状況の人数には含めないこと。
- 5 卒業見込者数と評定対象者数及び評定対象者数と各教科の総計が異なるときの理由の欄には、例のように記入すること。
 例) 卒業見込み者のうち 3 名が不登校で、評定をするのが困難であるため、卒業見込者数と評定対象者数が異なっている。また、特別支援学級に在籍している 2 名は、国語、社会、数学、理科、英語については特別な教育課程で学習しており、評定分布状況の人数に入れることができないため、評定対象者数と該当教科の総計が異なっている。
- 6 前期選抜において提出した高等学校にも、後期選抜において提出すること。
- 7 用紙の大きさは、A 4 判とすること。

所属学区変更許可願

平成 年 月 日

高等学校長 殿

志願者氏名

保護者氏名

印

貴校普通科に入学したいので、次の理由により、学区内志願者として出願を承認くださるようお願いいたします。

保護者	氏名及び住所	氏名	父 母		住所	父 母		
志願者	氏名				住所			在学(出身) 中学校名
	中学校入学以後就学した学校及び転居状況	年月日	学校名		転居地	転居理由		
事情説明								
上記のとおり相違ないことを証明します。								中学校名 校長氏名
								印

注 意

- 1 あて先は志願先高等学校長とする。
- 2 親権者のいない者は、保護者の欄に後見人又は後見人の職務を行っている者について記入すること。
- 3 住所の欄には、住民基本台帳法に基づき登録している住所を記入すること。
- 4 事情説明の欄は、具体的に記入すること。
- 5 理由を証明する書類を添付すること。(別記3, 32ページ)
- 6 用紙の大きさは、A4判とすること。

県外志願特例措置願

次のとおり県立高等学校に入学を志願し，合格したときは，必ず入学することを誓約しますから，県外志願特例措置の承認をお願いします。

1 入学希望学校及び学科

第1希望

第2希望

2 理由

平成 年 月 日

志願者 中学校名
氏 名 印

保護者 現住所
氏 名 印
志願者との続柄

中学校長 氏 名 印

徳島県教育委員会教育長 殿

注 意

- 1 徳島市立高等学校，鳴門市立鳴門工業高等学校を志願する場合は，それぞれの市教育委員会の定める様式によること。
- 2 用紙の大きさは，A4判とすること。

中学校時代の学校内外の活動の記録

平成 年 月 日

高等学校長 殿

中学校名

志願者氏名

印

志望学科	第1志望	科・類	第2志望	科・類			
出願要件	ア・イ・ウ	活動名(分野, 種目)					
活 動 状 況							
主 な 実 績 ・ 結 果	区分	大会・行事・コンクール等の名称	実施年月	成績・実績	学年	団・個	ポジション/役割
	全国・地区						
	県・ブロック						
	郡・市						
	地域・校内						
各 種 資 格	取得年月日	資格等の名称			認定機関の名称		
上の記載は、事実と相違ないことを認めます。					平成 年 月 日		
中学校 校長氏名					印		

(記入上の留意点)

- 1 必ず志願者本人が記入する。
- 2 あて先は志願先高等学校長とする。
- 3 「志望学科」の欄には、入学願書「志望学科順位」の欄に記入した第2志望までの学科名を記入し、科・類及び出願要件のア・イ・ウは該当するものを で囲むこと。また、 の欄は記入しないこと。
- 4 「活動状況」の欄には、本人が申告した活動(分野, 種目)における、中学校在学中の活動状況を記入する。
- 5 「主な実績・結果」の欄には、本人が申告した活動(分野, 種目)における、大会や行事、コンクール等の名称、実施年月、成績又は実績、学年、団体・個人の別、ポジション又は役割を記入する。
なお、志願先高等学校が必要とする場合は、実績・結果については、別に賞状、新聞記事等の写しをA4判サイズで添付する。
- 6 「各種資格」の欄には、資格取得、役員歴、優秀選手などを記入する。
- 7 用紙の大きさは、A4判とすること。

志 望 理 由 書

平成 年 月 日

高等学校長 殿

中 学 校 名

志 願 者 氏 名

印

私は、次の理由により、貴校 制の課程 科・類への入学を志願します。

志望の理由

自分をアピールできることから

（記入上の留意点）

- 1 必ず志願者本人が記入する。
- 2 あて先は志願先高等学校長とする。
- 3 課程は全日・定時のいずれかを記入し、志望学科は入学願書「志望学科順位」の欄に記入した第1志望の学科名を記入して科・類のいずれか一方を で囲むこと。
- 4 「志望の理由」は、志望する動機や理由などについて明確に記入する。
- 5 「自分をアピールできることから」は、校内における活動(部活動、生徒会活動等)、校外における活動等で自分をアピールできることがらを記入する。
さらに、学習や部活動等、高校生活への意気込みを記入することもできる。
- 6 の欄は記入しないこと。
- 7 用紙の大きさは、A4判とすること。

自己表現調査票

高等学校長 殿

志願者氏名				受検番号	
出身中学校		性別		出願要件	ア・イ・ウ
自己表現分野 又は指定競技					
自己表現内容					
本人が準備するもの					
備 考					

(記入上の留意点)

- 1 必ず志願者本人が記入する。
- 2 あて先は志願先高等学校長とする。
- 3 出願要件のア・イ・ウは該当するものを で囲むこと。
- 4 「自己表現分野又は指定競技」は、出願要件イについては、芸術・文化(書道)、体育・スポーツ(柔道)、人権活動など分野・種目等を記入し、出願要件ウについては男子陸上競技、女子バレーボールなどの指定競技名を記入する。
- 5 「自己表現内容」は自己表現する内容を簡潔に記入する。
ただし、出願要件イ・ウにおいて、体育・スポーツの実技を伴う場合には記入の必要はない。
- 6 「本人が準備するもの」は、受検者が受検当日に準備するものを記入する。
- 7 の欄は記入しないこと。
- 8 用紙の大きさは、A4判とすること。

自 己 申 告 書

平成 年 月 日

高等学校長 殿

中 学 校 名

志 願 者 氏 名

保 護 者 氏 名

印

私は、貴校への志願に当たり、次のとおり申告します。

志願者の記入欄

志願の動機・理由，長所や優れた活動，高校生活への抱負など

保護者又はそれに準ずる者の記入欄

高等学校に理解してほしいことがらなど

注 意

- 1 あて先は志願先高等学校長とする。
- 2 この申告書は、他の出願書類とともに、中学校長へ提出すること。提出する際、封をして封筒の表に高等学校名，第1志望の学科名，中学校名，志願者氏名を記入すること。
- 3 の欄は記入しないこと。
- 4 この申告書は、特別な事情により欠席が多い者が提出することができる。
- 5 用紙の大きさは、A4判とすること。

副 申 書

平成 年 月 日

高等学校長 殿

中学校名

校長氏名

印

記載者氏名

印

次の者について、調査書の「各教科の学習の記録」の評定が記載できない事情等を、次のとおりお知らせします。

志願者氏名

志望学科 第1志望

科・類

第2志望

科・類

高等学校に理解してほしいことがらなど

注 意

- 1 あて先は志願先高等学校長とする。
- 2 「志望学科」の欄には、入学願書「志望学科順位」の欄に記入した第2志望までの学科名を記入し、科・類はいずれか一方を で困むこと。また、 の欄は記入しないこと。
- 3 用紙の大きさは、A4判とすること。

特 別 措 置 申 請 書

平成 年 月 日

高等学校長 殿

中学校名

校長氏名

印

貴校志願の_____については、次のとおりですので、適切な措置をとられるようお願いいたします。

申 請 の 理 由	
特 別 措 置	
備 考	

注 意

- 1 あて先は志願先高等学校長とする。
- 2 措置申請の理由については、障害がある受検者、その他、学力検査・面接等において配慮を要する受検者の具体的な内容を記入すること。
- 3 特別措置の欄には、配慮すべきことを具体的に記入すること。
- 4 備考欄には、中学校における生活状況及び指導上配慮した具体的な事項があれば記入すること。
- 5 高等学校長は、この申請書の記載内容のみでは障害の程度を十分に把握できないと判断する場合には、別に医師の診断書等を求めることができる。
- 6 用紙の大きさは、A4判とすること。

英語リスニングテスト特別措置申請書

平成 年 月 日

高等学校長 殿

中学校名

校長氏名

印

貴校志願の _____ の聴力の程度等は、次のとおりですので、適切な措置をとられるようお願いいたします。

聴力の程度	
中学校における生活状況及び指導上の配慮事項	
備考	

注 意

- 1 あて先は志願先高等学校長とする。
- 2 この特別措置の対象となる者は、原則として両耳の聴力レベルが30デシベル以上の者とする。
- 3 聴力の程度の欄には、聴力レベル等を具体的に記入すること。
- 4 備考の欄には、補聴器を使用し、かつ、別室において音量増大等の措置を講じた場合に、聞き取りが可能かどうかについての所見を記入すること。
- 5 高等学校長は、この申請書の記載内容のみでは障害の程度を十分に把握できないと判断する場合には、別に医師の診断書等を求めることができる。
- 6 用紙の大きさは、A4判とすること。

志 願 承 認 書

平成 年 月 日

高等学校長 殿

高等学校名
校長 氏名

印

次の者は、貴校 制の課程 科・類へ入学を希望していますが、事情やむを得ないものと認め、その志願について承認します。

<p>在籍高等学校名</p> <p>制の課程 科・類</p> <p>第 学年</p> <p>氏名</p> <p>昭和 年 月 日生</p> <p>平成</p>	<p>理 由（具体的に）</p>
---	------------------

注 意

- 1 あて先は志願先高等学校長とする。
- 2 科・類はいずれか一方を で囲むこと。
- 3 生年月日の昭和、平成はいずれか一方を で囲むこと。
- 4 用紙の大きさは、A4判とすること。

志 願 変 更 書 類 受 領 書

平成 年 月 日

高等学校長 殿

中学校名

校長氏名

印

次の者の志願変更関係書類を受領いたしました。

志願者氏名 _____

関係書類

(受領した書類には 印)

1 入学願書	
2 調査書	
3 選抜結果通知用封筒	
4	
5	
6	
7	

注 意

- 1 あて先は志願先高等学校長とする。
- 2 用紙の大きさは、A4判とすること。

追 検 査 ・ 追 面 接 願

平成 年 月 日

高等学校長 殿

受 検 番 号 ()

志 願 者 氏 名

このたびの、貴校 ^{前期選抜} _{後期選抜} を次の理由で欠席しましたので ^{追検査} _{追面接} を受検できるように
お願いします。

欠席理由

記載のことについて了承しています。

中学校名

校長氏名

印

注 意

- 1 あて先は志願先高等学校長とする。
- 2 前期選抜(芸術科のみ)、後期選抜は、該当する項目を で囲むこと。
- 3 追検査、追面接は、該当する項目を で囲むこと。
- 4 用紙の大きさは、A 4 判とすること。

出 願 取 消 届

平成 年 月 日

高等学校長 殿

受検番号() [前期・連携・後期]

志願者氏名

保護者氏名 印

このたび、貴校 制の課程 科・類に出願しましたが、これを取り消します
すのでお届けします。

記載のことについて了承しています。

中学校名

校長氏名 印

注 意

- 1 あて先は志願先高等学校長とする。
- 2 [前期・連携・後期]は、該当する選抜のいずれかを で囲むこと。
- 3 科・類はいずれか一方を で囲むこと。
- 4 用紙の大きさは、A4判とすること。

入 学 辞 退 届

平成 年 月 日

高等学校長 殿

受検番号() [前期・連携・後期]

志願者氏名

保護者氏名 印

このたび、貴校 制の課程 科・類に合格しましたが、都合により入学を
辞退しますのでお届けします。

記載のことについて了承しています。

中学校名

校長氏名 印

注 意

- 1 あて先は志願先高等学校長とする。
- 2 [前期・連携・後期]は、該当する選抜のいずれかを で囲むこと。
- 3 科・類はいずれか一方を で囲むこと。
- 4 用紙の大きさは、A4判とすること。

--

定時制課程特例措置適用申請書

平成 年 月 日

高等学校長 殿

志願者氏名 印

私は、貴校への志願に当たり、定時制課程の特例措置を適用されるよう申請します。

志 望 学 科	
出 身 中 学 校	
卒 業 年 月	昭和 年 月 平成
生 年 月 日	昭和 年 月 日 生 (歳) 平成

注 意

- 1 あて先は志願先高等学校長とする。
- 2 卒業年月及び生年月日の昭和，平成はいずれか一方を で囲むこと。
- 3 生年月日欄の()内には，平成22年4月1日現在の年齢を記入すること。
- 4 この申請書は，他の出願書類とともに，中学校長へ提出すること。
- 5 の欄は記入しないこと。
- 6 用紙の大きさは，A4判とすること。

連携型中高一貫教育に係る副申書

平成 年 月 日

高等学校長 殿

中学校名

校長氏名

印

次の者について、貴校全日制の課程普通科への入学が適当と認めます。

平成 年3月卒業見込み

氏名 性別()

平成 年 月 日生

注 意

- 1 あて先は志願先高等学校長とする。
- 2 用紙の大きさは、A4判とすること。

平成 年度高等学校志願者受付・受検者名簿（前期選抜・連携型中高一貫教育に係る入学者選抜）											出願要件		普通科の学区		（ 制の課程） 高等学校	
出身 中学校	卒業 年度	受検 番号	氏名	性別	志望学科順位						調査書の 評定値合計	学校指定教科・作文の得点・評定			合否	備考
					1	2	3	4	5	6						

注 意

- 出願要件の欄は，前期選抜の場合は出願要件の「ア」，「イ」又は「ウ」を記入し，連携型中高一貫教育に係る入学者選抜の場合は「連携」を記入すること。
また，出願要件ごとに用紙を別にする事。
- 全日制普通科（城ノ内高等学校，富岡東高等学校，川島高等学校を除く。）における出願要件ア・イについては，学区内・外の志願者ごとにそれぞれ用紙を別にし，普通科の学区欄に「内」又は「外」を記入すること。
- 出願要件イ・ウにおいて，第1志望が不合格で第2志望以降で合格した者については合否の欄は「否」とし，備考の欄は「科合」として，さらにその合格した学科の受検者名簿の末尾に，その者の学校指定教科の検査の得点，作文の得点又は評定等すべての記載事項を転記すること。ただし，この場合の合否の欄は「合」とし，備考の欄に「科否」と記入すること。
- 調査書の評定値合計の欄は，調査書の「各教科の学習の記録」の欄に記載された評定値から，各校で定めた方法でその合計を求め記入すること。
なお，連携型中高一貫教育に係る入学者選抜については，調査書の評定値合計は記入しないこと。
- 学校指定教科・作文を実施する学校においては，学校指定教科・作文の得点・評定欄に教科名等を記入して，その得点・評定を記入すること。
- 前期選抜の出願要件イ・ウについては，備考の欄に「吹奏楽」，「硬式野球」，「ボランティア」，「人権」，「生徒会」，「男子陸上競技」，「女子バレーボール」等の具体的な活動内容又は指定競技名を記入すること。
- 用紙の大きさは，B4判とすること。

普通科の学区

平成 年度高等学校志願者受付・受検者名簿（後期選抜・第2次募集）

（ 制の課程）
高等学校

出身 中学校	卒業 年度	受 検 番 号	氏 名	性別	志 望 学 科 順 位						学 力 検 査 得 点						調 査 書 の 評 定 値 合 計	合 否	備 考
					1	2	3	4	5	6	国語	社会	数学	理科	英語	合 計			

注 意

- 1 全日制普通科（城ノ内高等学校，富岡東高等学校，川島高等学校を除く。）については，学区内・外の志願者ごとにそれぞれ用紙を別にし，普通科の学区欄に「内」又は「外」を記入すること。
- 2 第1志望が不合格で第2志望以降で合格した者については合否の欄は「否」とし，備考の欄は「 科合」として，さらにその合格した学科の受検者名簿の末尾に，その者の学力検査得点等，すべての記載事項を転記すること。ただし，この場合の合否の欄は「合」とし，備考の欄に「 科否」と記入すること。
- 3 調査書の評定値合計の欄は，調査書の「各教科の学習の記録」の評定から算出した評定値の合計を記入すること。（別記2，31ページ）
- 4 調査書の評定の記載ができない者の「調査書の評定値合計」の記載方法は，別に定める。
- 5 第2次募集においては，学力検査得点，調査書の評定値合計の欄を空欄とすること。
- 6 定時制課程特例措置適用申請書を提出した者については，備考欄に「特例措置適用」と記入すること。
- 7 用紙の大きさは，B4判とすること。

相 関 表

学 校 名	高等学校	分校
課 程 名	全 日 制 ・ 定 時 制	
学 科 名	科・類	

調査書	学力検査	段階	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	配 分 人 数	基 準 人 数	評 定 無 記 入 者
		段階	得点合計	評 定 値 合 計	評 定 値 合 計	評 定 値 合 計	評 定 値 合 計	評 定 値 合 計	評 定 値 合 計	評 定 値 合 計	評 定 値 合 計	評 定 値 合 計			
		10	~												
		9	~												
		8	~												
		7	~												
		6	~												
		5	~												
		4	~												
		3	~												
		2	~												
		1	~												
配 分 人 数														X	評 定 無 記 入 者 人 数 ()
基 準 人 数													X		

注 意

- 1 学科ごとに、受検者全員について作成する。なお、定時制課程特例措置適用申請書を提出した者については除く。
- 2 基準人数の欄は、別記2（31ページ）「10段階法による人数配分表」による各段階の人数を記入する。
- 3 評定値合計、得点合計の欄には、それぞれ各段階の最高と最低を記入する。
- 4 不合格者は、()書きとし、内数で記入する。
- 5 調査書に評定の記載がない受検者（一部の教科が無記入の場合も含む。）は、人数の計に加えず、評定無記入者欄の学力検査の成績が属する段階に記入する。
- 6 第2志望以降で選考した者については、朱書きにし、外数で記入する。
- 7 用紙の大きさは、A4判とすること。

(参 考)

受 検 者	名
定 員	名
第2志望以降 選考者	名

平成 年 月 日
第 号

様
(受検番号 番)

立 高等学校
校長

平成 年度徳島県公立高等学校入学者選抜の結果について(通知)

あなたは、先に実施しました平成 年度徳島県公立高等学校入学者選抜において、
高等学校 本・ 分校 制の課程 科・類に合格しました
ので通知します。

コンピュータで処理するため、氏名の漢字は字体が異なっている場合があります。

注 意

- 1 本・分校を記入する。
- 2 科・類のいずれか一方を記入する。
- 3 日付は通知日とする。

平成 年 月 日
第 号

様
(受検番号 番)

立 高等学校
校長

平成 年度徳島県公立高等学校入学者選抜の結果について(通知)

あなたは、先に実施しました平成 年度徳島県公立高等学校入学者選抜において、
高等学校 本・ 分校に不合格となりましたので通知します。

コンピュータで処理するため、氏名の漢字は字体が異なっている場合があります。

注 意

- 1 本・分校を記入する。
- 2 日付は通知日とする。

学校番号	
------	--

平成 年 月 日

合格者数報告書（前期・連携）

[] 制の課程 高等学校（ ）分校

学 科		出 願 要 件								総 計	
		前期の 要件「ア」	前期の要件「イ」						前期の 要件「ウ」		連携型 選 抜
			体育・ スポーツ	芸術・ 文化	人権	ホ ラ ン テ ィ ア	その他	計			
普通科	学区内										
	学区外								/	/	
	計										
									/		
									/		
									/		
									/		
									/		
									/		
									/		
総 計											

注 意

- 1 本校・分校はそれぞれ用紙を別にする事。
- 2 学科ごとに記入すること。
- 3 学校番号は、公立高等学校一覧（86・87ページ）を参照すること。
- 4 普通科（城ノ内高等学校，富岡東高等学校，川島高等学校を除く。）については，学区内・外ごとに記入すること。
- 5 用紙の大きさは，A4判とすること。

高等専門学校併願者名簿

高等学校（ ）分校

科・類

高等専門学校名	出 願 学 科		出身中学校	氏 名	性別	備考
	第 1 志 望	第 2 志 望				
	科	科	中学校			
	科	科	中学校			
	科	科	中学校			
	科	科	中学校			
	科	科	中学校			
	科	科	中学校			
	科	科	中学校			
	科	科	中学校			
	科	科	中学校			
	科	科	中学校			
	科	科	中学校			
	科	科	中学校			
			併 願 者 数	人		

注 意

- 1 本・分校，学科別に作成すること。
- 2 科・類はいずれか一方を で囲むこと。
- 3 阿南工業高等専門学校の場合は，第1志望の出願学科ごとに，機械工学科，電気電子工学科，制御情報工学科，建設システム工学科の順にまとめて記入すること。
- 4 併願者がいない場合も，「該当なし」と記入して提出すること。
- 5 用紙の大きさは，A4判とすること。

受検者数集計表（前期・連携）

高等学校（ ）分校 制の課程

学 科		出 願 者 数					受 検 者 数					受 検 辞 退 者 数					合 格 者 数					入 学 辞 退 者 数					入 学 予 定 者 数				
		「ア」	「イ」	「ウ」	連携	計	「ア」	「イ」	「ウ」	連携	計	「ア」	「イ」	「ウ」	連携	計	「ア」	「イ」	「ウ」	連携	計	「ア」	「イ」	「ウ」	連携	計	「ア」	「イ」	「ウ」	連携	計
普 通 科	学区内																														
	学区外																														
	計																														
総 計																															

- 注 意
- 1 本・分校別に作成し，学科ごとに記入すること。
 - 2 学校番号は，公立高等学校一覧（86・87ページ）を参照すること。
 - 3 各項目ごとに出願要件「ア」、「イ」、「ウ」，連携，計を記入すること。
 - 4 受検辞退者には，欠席者も含むこと。
 - 5 用紙の大きさは，A4判とすること。

受 検 者 数 集 計 表 （ 後 期 ）

高等学校（ ）分校 制の課程

学 科		出願者数 A	志願変更者数			受検者数 E	欠席者数				合 格 者 数			不 合 格 者 数		
			増 B	減 C	増減 D		追 検 査 受 検 者 数 F	受 検 辞 退 者		計 I	第 1 志 望 合 格 者 J	第 2 志 望 以 降 合 格 K	計 L	ど こ に も 不 合 格 の 者 M	他 科 へ の 合 格 者 N	計 O
								高 専 合 格 者 G	そ の 他 H							
普 通 科	学区内															
	学区外															
	計															
総 計																

注 意

- 1 本・分校，全・定別に作成し，学科ごとに記入すること。
- 2 学校番号は，公立高等学校一覧（86・87ページ）を参照すること。
- 3 志願変更者数のBの欄は他校から志願変更した者の数，Cの欄は他校へ志願変更した者の数とすること。また，Dの欄は志願変更に伴い増減した志願者数とし，+ 5あるいは- 5というようにプラス，マイナスの別がわかるように記入すること。
- 4 $B - C = D$ ， $A + D = E + I$ ， $I = F + G + H$ ， $L = J + K$ ， $O = M + N$
- 5 出願辞退者で，高等専門学校（県外高専も含む。）合格による者はGの欄へ記入すること。ただし，県外高専合格者がある場合は，その数をG欄に内数で（ ）書きすること。また，その他の理由による辞退者はHの欄にその数を含めること。
- 6 用紙の大きさは，A 4判とすること。

県外からの志願者集計表

高等学校（ ）分校

制の課程

学校番号	
------	--

学 科	都 道 府 県 名	出 願 者 数			受 検 者 数			合 格 者 数		
		「ア」	「イ」	「ウ」	「ア」	「イ」	「ウ」	「ア」	「イ」	「ウ」
総 計										

注 意

- 1 本・分校，全・定別に作成し，学科ごとに記入すること。
- 2 学校番号は，公立高等学校一覧（86・87ページ）を参照すること。
- 3 該当者がいる場合のみ，提出すること。
- 4 用紙の大きさは，A 4 判とすること。

県外からの志願者集計表

高等学校（ ）分校 制の課程

					学校番号	
学 科	都道府県名	出 願 者 数	志 願 変 更 者 数	受 検 者 数	追 検 査 受 検 者 数	合 格 者 数
総 計						

注 意

- 1 志願変更者数は、+ 1 あるいは - 1 というようにプラス、マイナスの別がわかるように記入すること。
- 2 本・分校，全・定別に作成し，学科ごとに記入すること。
- 3 学校番号は，公立高等学校一覧（86・87ページ）を参照すること。
- 4 該当者がいる場合のみ，提出すること。
- 5 用紙の大きさは，A 4 判とすること。

入 学 願 書

年 月 日

徳島県立徳島中央高等学校長 殿

本人氏名

印

私は、貴校通信制課程 〔 普 通
普通（特科生）
衛生看護 〕 科に入学したいから、許可くださるようお願いいたします。

本 人	ふりがな 氏 名		年 月 日生	性 別	
	現 住 所	徳島県	市	町	
			郡	村	
	電 話 番 号				
保 護 者	最 終 出 身 学 校	年 月 日	中学校卒業見込・卒業 中等教育学校の前期課程修了見込・修了 高等学校在学中・中退		
	ふりがな 氏 名				
	現 住 所	徳島県	市	町	
			郡	村	

(注) 20歳以上の者は、保護者欄の記入を要しない。

公立高等学校一覽

様式の学校番号はこの表の番号を記入する。

学校番号	高等学校	課程	大学科	小学科・類
1	城東高等学校	全日制	普通科	
2	城南高等学校	全日制	普通科 理数科	応用数理科
3	城北高等学校	全日制	普通科	
4	城ノ内高等学校	全日制	普通科	
5	徳島北高等学校	全日制	普通科 外国語科	国際英語科
6	徳島市立高等学校	全日制	普通科 理数科	
7	城西高等学校	全日制	農業科 総合学科	農業科学科
8	城西高等学校 神山分校	全日制	農業科	生活科，造園土木科
9	徳島科学技術高等学校	全日制	工業科 水産科	総合科学類，機械技術類，電気技術類，建設技術類 海洋科学類，海洋技術類
10	徳島商業高等学校	全日制	商業科	総合情報ビジネス類
11	小松島高等学校	全日制	普通科	
12	小松島西高等学校	全日制	商業科 家庭科 福祉科	食物科，生活文化科
13	勝浦高等学校	全日制	農業科	応用生産科，園芸福祉科
14	富岡東高等学校	全日制	普通科 商業科	
15	富岡東高等学校 羽ノ浦校	全日制	看護科	
16	富岡西高等学校	全日制	普通科 理数科	
17	阿南工業高等学校	全日制	工業科	工業類
18	新野高等学校	全日制	総合学科	

学校番号	高等学校	課程	大学科	小学科・類
19	那賀高等学校	全日制	普通科	
20	海部高等学校	全日制	普通科	
			商業科	情報ビジネス科
			理数科	数理科学科
21	鳴門高等学校	全日制	普通科	
22	鳴門第一高等学校	全日制	総合学科	
23	鳴門市立鳴門工業高等学校	全日制	工業科	工業類
24	板野高等学校	全日制	普通科	
25	名西高等学校	全日制	普通科	
			芸術科	芸術科(音楽), 芸術科(美術), 芸術科(書道)
26	鴨島商業高等学校	全日制	商業科	商業科, 経営情報科
27	川島高等学校	全日制	普通科	
28	阿波高等学校	全日制	普通科	
29	阿波農業高等学校	全日制	農業科	農業科学科, 園芸科学科
30	阿波西高等学校	全日制	普通科	
31	穴吹高等学校	全日制	普通科	
32	脇町高等学校	全日制	普通科	
33	美馬商業高等学校	全日制	商業科	
34	貞光工業高等学校	全日制	工業科	電気科, 機械科, 建設科
35	辻高等学校	全日制	普通科	
36	池田高等学校	全日制	普通科	
37	三好高等学校	全日制	農業科	生物資源類
			商業科	ビジネス類
38	徳島科学技術高等学校	定時制	工業科	機械類, 工業技術類
39	徳島中央高等学校	定時制	普通科	普通科(昼間部午前), 普通科(昼間部午後), 普通科(夜間部)
40	富岡東高等学校	定時制	普通科	
41	鳴門高等学校	定時制	普通科	
42	名西高等学校	定時制	普通科	
43	池田高等学校	定時制	普通科	

規則・日程等

徳島県立高等学校通学区
等に関する規則（抜粋）

（この規則の趣旨）

第一条 この規則は、徳島県立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区（以下「学区」という。）等について必要な事項を定めるものとする。

（全日制課程における普通科の学区）

第二条 高等学校の全日制課程における普通科の学区は別表第一の上欄に掲げるとおりとし、その学区に所在する高等学校はそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、その学区の区域はそれぞれ同表の相当下欄に掲げるとおりとする。ただし、別表第二に掲げる高等学校の全日制課程における普通科の学区は、全県の区域とする。

（全日制課程における普通科以外の学科の学区）

第三条 高等学校の全日制課程における専門教育を主とする学科、総合学科及び定時制課程における学科の学区は、全県の区域とする。

（学区内通学及び学区外通学）

第四条 高等学校の生徒は、当該生徒の保護者（子女に対して親権を行う者をいう。親権を行う者のないときは、後見人又は後見人の職務を行う者をいう。以下同じ。）の住所に所在する学区の高等学校に通学するものとする。ただし、別表第三に掲げる町村の区域に保護者の住所がある生徒は、別表第一に掲げる第三学区の高等学校に通学することができる。

2 高等学校の生徒は、前項本文の規定にかかわらず、高等学校の全日制課程における普通科の募集定員のうち、県教育委員会が別に定める生徒数の範囲内に限り、当該生徒の保護者の住所に所在する学区以外の学区の高等学校に通学することができる。

（県外からの志願）

第五条 他の都道府県から、高等学校の全日制課程に入学を希望する者（以下「県外志願者」という。）は、県外志願特例措置願（別記様式）を県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた県外志願者のうち、入学後すみやかにその保護者の住所を県内に定めることを予定しているものにあつては、当該予定している住所に所在する学区の高等学校に、入学後その保護者の住所を県内に定めることを予定していないものにあつては当該保護者の住所に最も近接した学区の高等学校に出席するものとする。

（違反者の処置）

第六条 高等学校に在学する生徒のうち、この規則に違反している者があるときは、転学その他必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

第七条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則（抄）

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の徳島県立高等学校通学区等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第一の第一の項高等学校の欄及び別表第二の規定は、平成二十二年四月一日以後に高等学校に入学する者に係る通学区から適用し、同日前に入学した者については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第一（第二条関係）

学区	高等学校	区	域
第一	徳島県立小松島高等学校 徳島県立勝浦高等学校 徳島県立富岡西高等学校 徳島県立那賀高等学校 徳島県立海部高等学校	小松島市 勝浦町 上勝町 佐那河内村 那賀町 美波町 牟岐町 海陽町	
第二	徳島県立鳴門高等学校 徳島県立板野高等学校 徳島県立阿波高等学校 徳島県立名西高等学校 徳島県立阿波西高等学校 徳島県立穴吹高等学校 徳島県立脇町高等学校 徳島県立辻高等学校 徳島県立池田高等学校	鳴門市 吉野川市 阿波市 美馬市 三好市 石井町 神山町 松茂町 北島町 藍住町 板野町 上板町 つるぎ町 東みよし町	
第三	徳島県立城東高等学校 徳島県立城南高等学校 徳島県立城北高等学校 徳島県立徳島北高等学校	徳島市	

別表第二（第二条関係）

徳島県立城ノ内高等学校 徳島県立川島高等学校	徳島県立富岡東高等学校
---------------------------	-------------

別表第三（第四条関係）

佐那河内村 松茂町 北島町 藍住町 神山町

徳島市立高等学校管理規則（抜粋）

（通学区域）

第三条 高等学校の通学区域は次のとおりとする。

- 一 普通科の通学区域 徳島市、佐那河内村、松茂町、北島町、藍住町及び神山町
- 二 理数科の通学区域 徳島県内全域

2 高等学校の生徒は、当該生徒の保護者（子女に対して親権を行う者をいう。親権を行う者のないときは、未成年後見人又は未成年後見人の職務を行う者をいう。以下同じ。）の住所が前項各号に定める通学区域内にある者とする。

3 第一項第一号の規定にかかわらず、普通科の募集定員のうち、教育委員会が別に定める生徒数の範囲内に限り、同号に定める通学区域以外の徳島県内の市町村を通学区域とすることができる。

（県外からの志願者）

第三条の二 他の都道府県から高等学校普通科及び理数科に入学を希望する者（以下「県外志願者」という。）は、県外志願特別措置願（様式第六号）を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

鳴門市立鳴門工業高等学校管理規則（抜粋）

（通学区域）

第三条 高等学校の通学区域は、全県の区域とする。

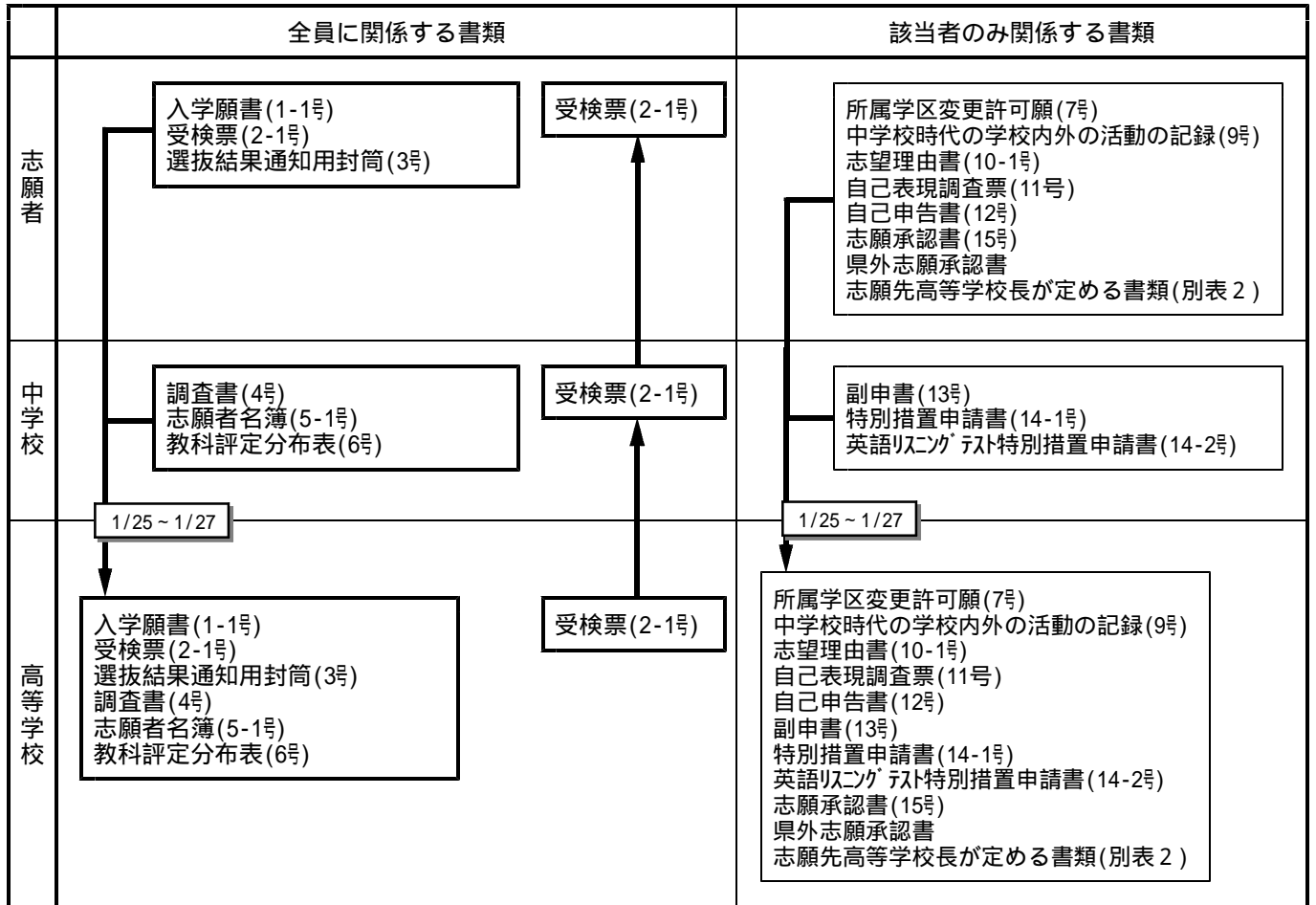
2 前項の規定にかかわらず、地理的理由その他特別な理由があると認められる者は、校長の承認を受けて県外から通学することができる。

（県外からの志願者）

第三条の二 他の都道府県から高等学校に入学を希望する者は、県外志願特別措置願（様式第一号）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

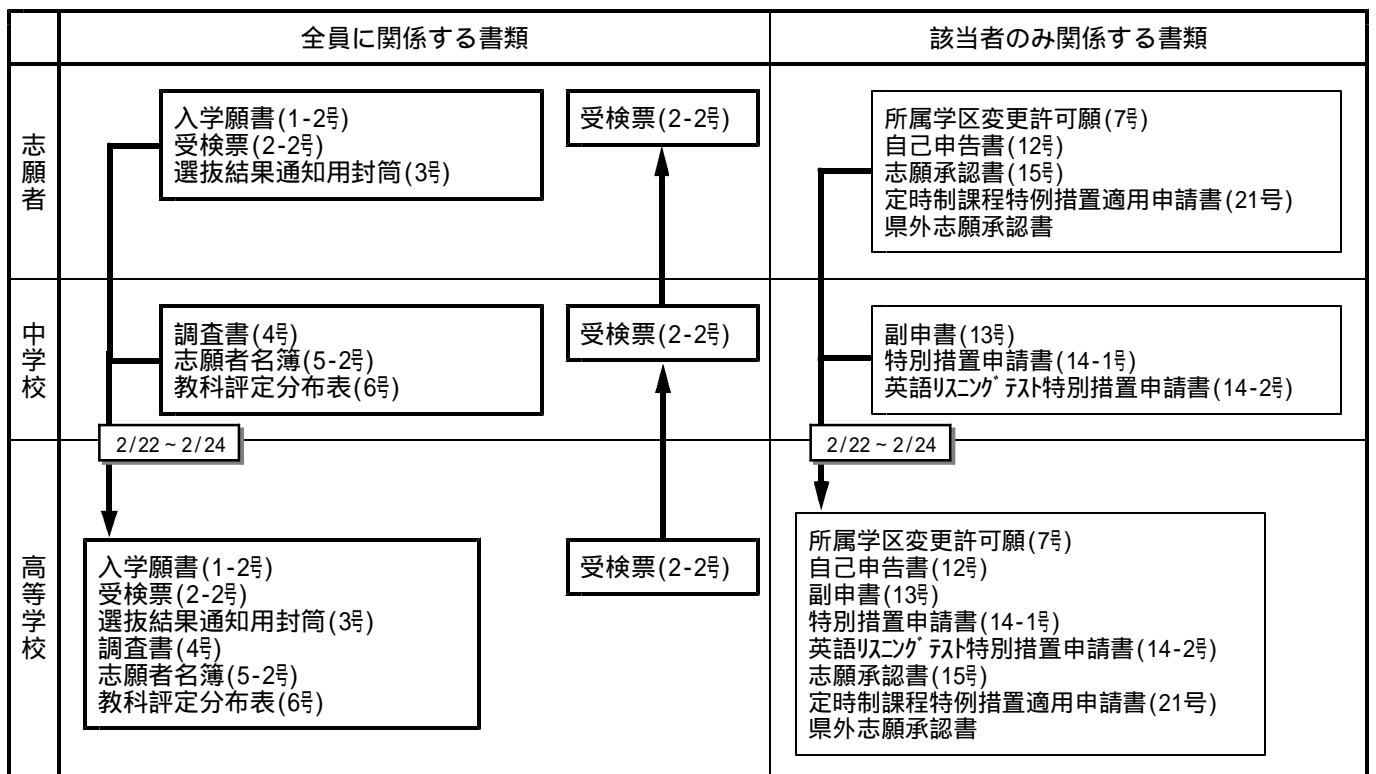
出願の手続と処理

1 前期選抜関係



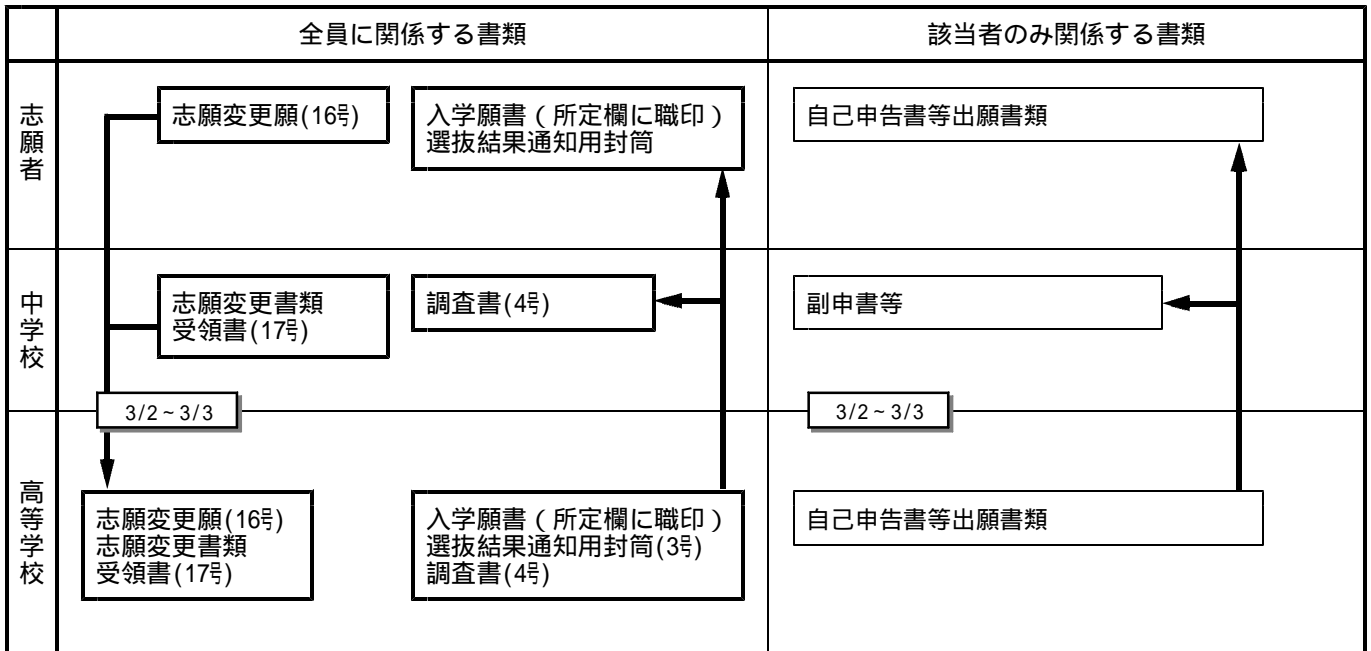
2 後期選抜関係・志願変更関係

(1) 後期選抜

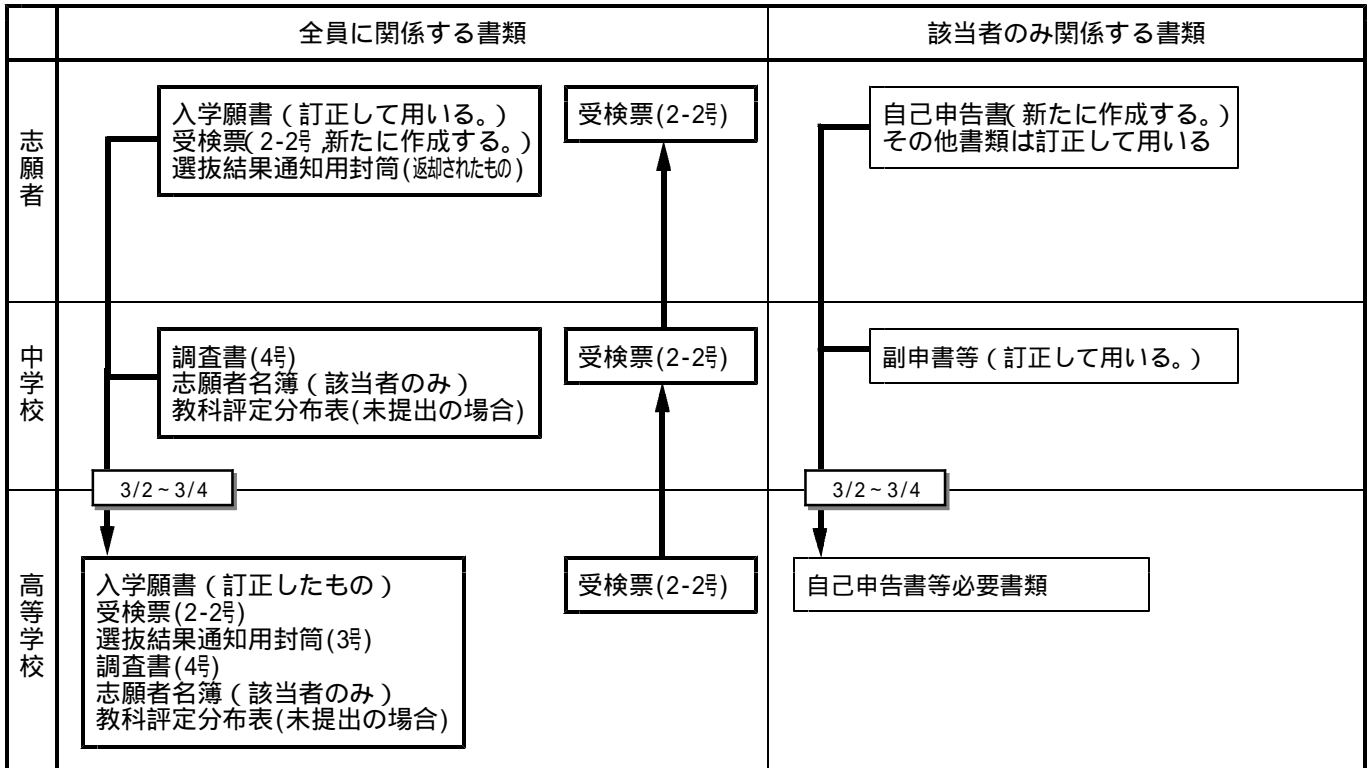


(2) 志願変更

【志願元高等学校への手続き】



【志願変更先高等学校への手続き】



日 程 表

月	日	曜	日 程 等	報 告 事 項	様 式	要項頁	備 考
1	25	月	前期選抜・連携型選抜願書受付開始 (27日正午まで)			P2～4 P23	
	27	水	前期選抜・連携型選抜願書受付締切 (郵送ともに正午まで)	前期選抜・連携型選抜志願者数報告 (FAXで午後1時30分まで)		P2～4 P23	
2	2	火		前期選抜・連携型選抜志願者数報告書提出 (文書で) 在籍志願者報告 (志願承認書の写し提出) 特別措置報告	26号 15号	P4, P23 P4 P3, P5 P23, P24	申請書の写しを添付する。
	4	木	前期選抜・連携型選抜 前期選抜追検査願書受付締切 (第1日)	前期選抜・連携型選抜受検者数報告 (FAXで午後1時30分まで) 追検査受検者見込数報告 (第1日) (FAXで正午まで: 該当校のみ)		P5, P24 P6	
	5	金	前期選抜 前期選抜追検査願書受付締切 (第2日)	前期選抜受検者数報告 (FAXで午後1時30分まで) 追検査受検者見込数報告 (第2日) (FAXで正午まで: 該当校のみ)		P5 P6	
	8	月	前期選抜追検査	追検査受検者数報告 (電話で正午まで) 追検査受検者確定数報告 (文書で正午まで)		P6	
	10	水		追検査受検者数報告 (文書で)		P6	
	12	金	前期選抜・連携型選抜結果通知発送 (正午以降, 配達日は13日)	前期選抜・連携型選抜合格者数報告 (FAXで午後3時30分まで)		P7, P24	
	13	土	前期選抜・連携型選抜結果通知			P7, P24	
	15	月	後期選抜募集人員公表	前期選抜・連携型選抜合格者数報告書提出 (文書で)	27号	P7, P24	
	22	月	後期選抜願書受付開始 (24日正午まで)			P8～9	
	24	水	後期選抜願書受付締切 (郵送ともに正午まで)	志願者数報告 (FAXで午後1時30分まで) 高専併願者数報告 (FAXで午後1時30分まで)		P10 P10	
25	木		後期選抜志願者数報告書提出 (文書で午後5時まで) 高等専門学校併願者名簿提出 (文書で午後5時まで)	28号 29号	P10 P10		
3	1	月		3/1正午現在の辞退者数等報告 (FAXで午後1時30分まで) 教科評定分布表委員会提出 学力検査・リスニングテスト・面接等特別措置報告	6号	P10 P3, P10 P10, P13	中学校より委員会へ提出。 申請書の写しを添付する。
	2	火	志願変更願・志願変更出願受付開始			P11～12	
	3	水	志願変更願受付締切 (午後4時30分まで)			P11	
	4	木	志願変更出願受付締切 (郵送ともに午後4時30分まで)	志願変更者数・最終志願者数報告 (FAXで午後5時まで)		P11～12	

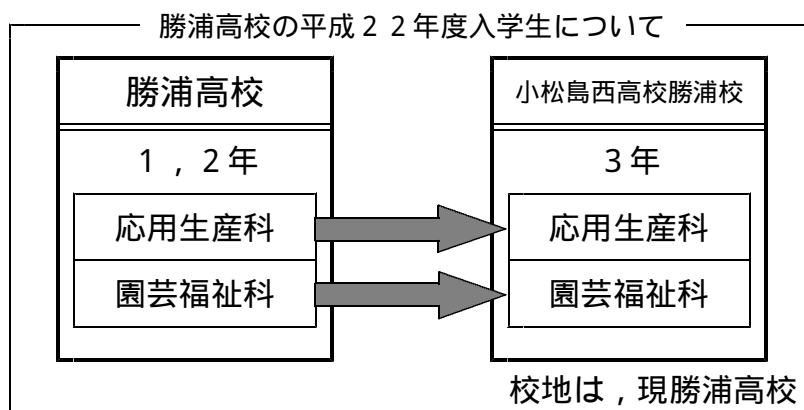
月	日	曜	日 程 等	報 告 事 項	様 式	要項頁	備 考
3	8	月	後期選抜検査問題交付	最終志願者数報告（文書で正午まで） 在籍志願者報告（志願承認書の写し提出）	28号 15号	P12 P10	
	9	火	後期選抜学力検査 後期選抜追検査願受付締切	受検者数・欠席者数報告（FAXで午前10時まで） 追検査受検者見込数報告（FAXで正午まで：該当校のみ）		P13 P15	変更があった場合は， 電話で連絡する。
	10	水	後期選抜面接・実技検査 後期選抜追面接願受付締切 後期選抜追検査問題交付	面接者数・欠席者数報告（FAXで午前11時まで） 追面接及び実技検査の追検査受検者見込数報告（FAXで午後1時30分まで：該当校のみ） 追検査受検者確定数報告（文書で正午まで）		P14 P15 P15	
	11	木	後期選抜追検査，追面接	追検査・追面接受検者数報告（電話で正午まで）		P15	
	15	月	後期選抜結果通知発送 （正午以降，配達は16日）			P16	
	16	火	後期選抜結果通知	後期選抜合格者数及び第2次募集数報告（FAXで午前10時まで）		P16	
	17	水		追検査・追面接受検者数報告（文書で）		P15	
	18	木	第2次募集人員公表			P19	
	23	火	第2次募集問題交付 第2次募集願書受付開始 （24日午後4時30分まで）			P20～21	
	24	水	第2次募集願書受付締切 （午後4時30分まで）	第2次募集願書受付数報告（FAXで午後5時まで）		P20～21	
				前期選抜・連携型選抜志願者受付・受検者名簿写し提出 前期選抜・連携型選抜受検者数集計表提出 後期選抜志願者受付・受検者名簿写し提出 後期選抜受検者数集計表提出 後期選抜相関表写し提出 県外からの志願者集計表（前期・後期）提出 入学者選抜成績調査表提出	23-1号 30-1号 23-2号 30-2号 24号 31-1・2号	P5，P24 P5，P24 P13 P13 P16 P5，P13	該当校のみ提出する。 様式等は別に定める。
	26	金	第2次募集（作文・面接等） 第2次募集選抜結果通知発送 （正午以降，配達は27日）	第2次募集受検者数報告（FAXで正午まで） 第2次募集合格者数報告（FAXで午後5時まで）		P21 P21	
	27	土	第2次募集選抜結果通知			P21	
	29	月		第2次募集志願者受付・受検者名簿写し提出 第2次募集在籍志願者報告（志願承認書の写し提出）	23-2号 15号	P21 P21	

高校再編に伴う平成22年度入学者の異動について

1 勝浦高校について

・平成22年度から「普通科」、「園芸科」の募集を停止し、農業科の「応用生産科」、「園芸福祉科」を新設します。

・平成22年度に勝浦高校に入学した生徒は、平成22・23年度の2年間は勝浦高校に在学しますが、平成24年度に小松島西高校勝浦校に転学し、小松島西高校勝浦校の生徒として卒業します。



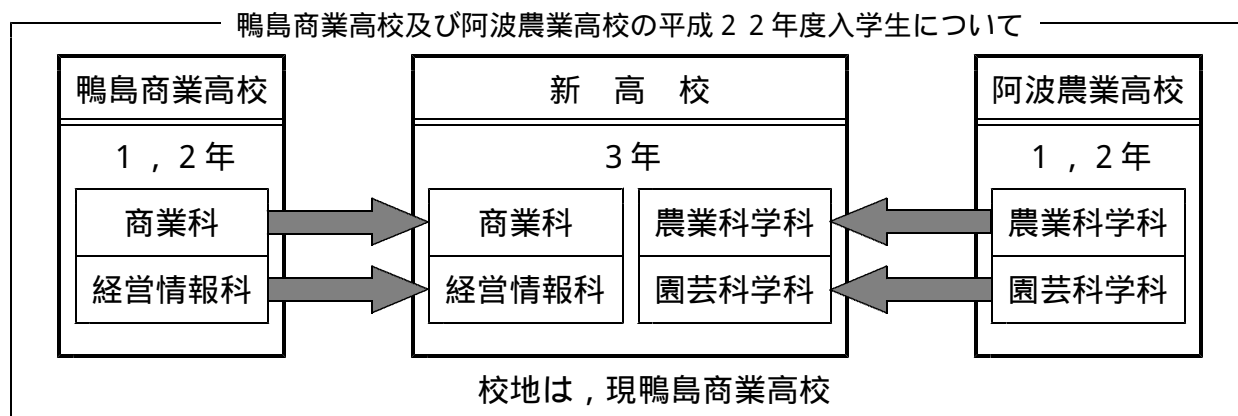
2 鴨島商業高校，阿波農業高校について

鴨島商業高校

平成22年度に鴨島商業高校に入学した生徒は、平成22・23年度の2年間は鴨島商業高校に在学しますが、平成24年度に阿波農業高校と再編統合する新高校に転学し、新高校の生徒として卒業します。

阿波農業高校

平成22年度に阿波農業高校に入学した生徒は、平成22・23年度の2年間は阿波農業高校に在学しますが、平成24年度に鴨島商業高校と再編統合する新高校に転学し、新高校の生徒として卒業します。



3 鳴門第一高校，鳴門工業高校について

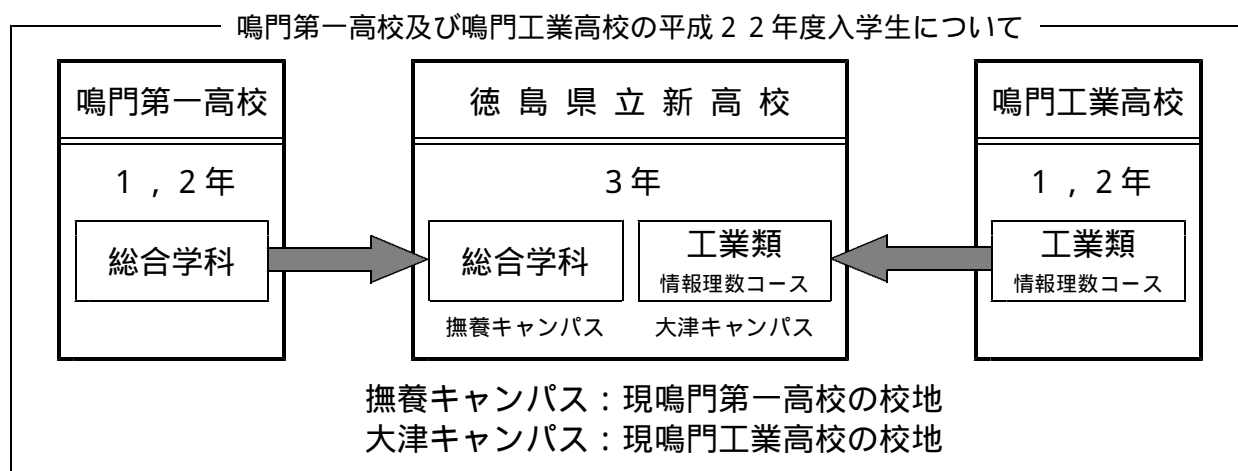
鳴門第一高校

平成22年度に鳴門第一高校に入学した生徒は，平成22・23年度の2年間は鳴門第一高校に在学しますが，平成24年度に鳴門工業高校と再編統合する新高校に転学し，新高校の生徒として卒業します。

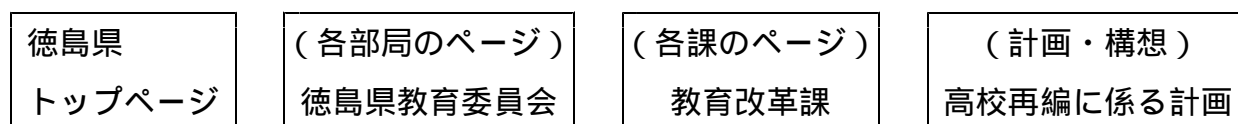
鳴門工業高校

・平成22年度から工業類3コースのうち，「機械コース」，「環境コース」の募集を停止し，「情報理数コース」のみ募集を行います。

・平成22年度に鳴門工業高校に入学した生徒は，平成22・23年度の2年間は鳴門工業高校に在学しますが，平成24年度に鳴門第一高校と再編統合する新高校に転学し，新高校の生徒として卒業します。



なお，それぞれの高校再編の詳細については，県のホームページで紹介していますので，御覧頂く場合は，次の手順でアクセスしてください。



「徳島県トップページ」アドレス：<http://www.pref.tokushima.jp/>

